

# 文京区新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 26 年 6 月

文 京 区

# 目 次

はじめに	1
第1章 基本的な方針	3
1 計画の基本的考え方	3
2 対策の目的	4
3 被害想定	5
4 発生段階の考え方	7
5 対策実施の流れ	8
6 対策実施上の留意点	9
第2章 国、都、区等の役割	11
1 基本的な責務	11
2 新型インフルエンザ等に対応する区の実施体制	13
第3章 対策の基本項目	17
1 サーベイランス・情報収集	17
2 情報提供・共有	17
3 区民相談	19
4 感染拡大防止	19
5 予防接種	22
6 医療	23
7 区民生活及び経済活動の安定の確保	25
第4章 各段階における対策	29
1 未発生期	31
2 海外発生期	37
3 国内発生早期	42
4 都内発生早期	46
5 都内感染期	52
6 小康期	59
7 政府の緊急事態宣言時の対応	62
【資料編】	65
参考資料1 東京都行動計画 <緊急事態宣言時の措置>	65
参考資料2 用語解説	71

# はじめに

## 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返しているインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものも発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等とあいまって、国全体として万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等への対策の強化を図るものである。

## 2 取組の経緯

国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザについて、平成17年、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、対策を講じてきた。さらに、平成20年の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号）」で、新型インフルエンザ対策の強化を図り、平成21年2月、新型インフルエンザ対策行動計画を改定した。

同年4月、新型インフルエンザ（A/H1N1）が発生して世界的な大流行となり、我が国でも発生後1年余りで約2千万人が罹患したと推計されたが、入院患者数は1.8万人、平成22年9月末現在で死亡者数は203人であり、死亡率は0.16（人口10万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまった。この際の対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について多くの知見や教訓が得られた。

病原性が季節性並であったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても、一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫などもみられ、病原性が高い新型インフルエンザが発生しまん延する場合に備えるため、過去の教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための検討を重ね、平成24年5月、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性がある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法

が成立されるに至った。

### 3 文京区の行動計画の作成

文京区（以下「区」という。）では、東京都（以下「都」という。）の行動計画や対応マニュアルを踏まえ、平成 21 年 2 月に「文京区新型インフルエンザ対策マニュアル Ver. 1」（以下「マニュアル」という。）を策定した。本マニュアルは、事業継続計画（BCP）を含む新型インフルエンザ発生時の対応を具体的に示したものであり、平成 21 年春頃から平成 22 年 3 月にかけて世界的に流行した新型インフルエンザ（A/H1N1）対策の指針となった。

その後、平成 25 年 4 月に特措法が施行されたことに伴い、国においては、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）が作成され、また、都においては、「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「都行動計画」という。）が作成された。それを受け、区においては、現行のマニュアルを廃止し、特措法第 8 条に基づき、新たな行動計画の作成を行うものである。

また、本行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見や新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じ、適時適切に変更を行うものとする。

なお、新型インフルエンザ等対策に伴う事業継続計画（BCP）は別途定めることとした。

# 第1章 基本的な方針

## 1 計画の基本的考え方

### (1) 根拠

本行動計画は、特措法第8条の規定に基づき策定する計画である。

### (2) 対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）

ア 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）で、新型インフルエンザ（※1）と再興型インフルエンザ（※2）に区分される。

#### ※1 新型インフルエンザ

新たに人から人に感染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれが認められるものをいう。

#### ※2 再興型インフルエンザ

かつて世界的規模で流行したインフルエンザが再興したものであって、一般に国民が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれが認められるものをいう。

イ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなものをいう。

### (3) 計画の基本的考え方

本行動計画は、都行動計画に基づき、区における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や区が実施する対策を示し、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性が低い場合は、実施に当たり弾力的な運用を図るものである。

また、国、都、指定地方公共機関、医療機関、事業者及び区民の役割を示し、新型インフルエンザ等の対策が緊密に連携して推進されるよう図るものである。

### (4) 計画の推進

本行動計画には、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れていく。

また、新型インフルエンザ等の発生に備え、平常時から教育・訓練の実施などを通して対応能力を高め、計画を検証し、必要に応じて修正を行っていくこととする。

### (5) 計画の改定

本行動計画の改定に当たっては、学識経験者、医療関係団体等に意見を聴き、庁内に設置する「(仮称)文京区新型インフルエンザ等対策検討会議」(以下「対策検討会議」という。)において行う。

## 2 対策の目的

1 感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護する。

2 区民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護する。

新型インフルエンザ等は、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。長期的には、国民の多くが罹患する可能性があるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合に、医療提供のキャパシティを超える事態が想定される。そのような状況を回避するため、感染拡大を可能な限り抑制することが必要である。

○目的達成のポイント

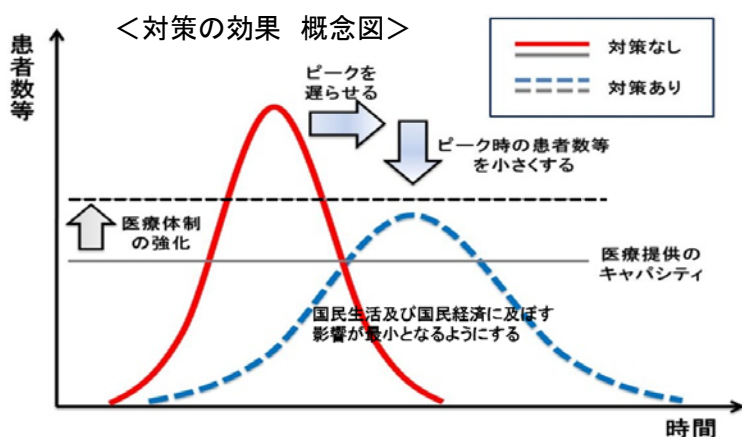
- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 区民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

罹患することにより事業者の欠勤者が多数に上り、この人的被害が長期化することで社会経済に影響を与えることとなる。このため、限られた人員により必要な業務を継続することが求められる。

○目的達成のポイント

- ・ 地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は区民生活及び経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める。



出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画（内閣官房）

### 3 被害想定

新型インフルエンザは、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

本行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。

また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得るため、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

本行動計画を策定するに際しては、都行動計画を参考に、区民の約30%が罹患するものとして流行予測を行った。現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として次のように想定するものである。

#### <流行規模・被害想定>

1	罹患割合	区民の約30%が罹患
2	患者数	60,000人
3	健康被害	(1) 流行予測による被害 ① 外来受診者数： 60,000人 ② 入院患者数： 4,600人 ③ 死亡者数： 220人（インフルエンザ関連死亡者数）※ (2) 流行予測のピーク時の被害 ① 1日新規外来患者数： 780人 ② 1日最大患者数： 5,900人 ③ 1日新規入院患者数： 60人 ④ 1日最大必要病床数： 420床

#### ※インフルエンザ関連死亡者数

インフルエンザの流行によって、インフルエンザによる直接死亡だけでなく、インフルエンザ感染を契機とした急性気管支炎や肺炎などの呼吸器疾患のほか、循環器疾患、脳血管疾患、腎疾患などを死因とする死亡も増加することが知られており、インフルエンザの流行評価の指標の一つとされている。

健康被害については、罹患した患者が全て医療機関を受診するものとして、被害予測を行った。入院患者数、死亡者数等は、全体の患者数との割合で、都と同様の被害が生じるものとして、算出している。

新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等により、その流行規模や被害想定は異なるため完全に予測することは困難であるが、本行動計画では、病原性・感染力等が高い新型インフルエンザが発生した場合に対応できる取組を基本にしつつ、今後新たに発生する様々な病原性、感染力の新型インフルエンザに弾力的に対応できる取組を明示している。

そのほか、社会・経済的な影響としては、従業員本人の罹患や家族の罹患等により、従業員の最大40%程度が欠勤することが想定されている。

また、1日最大患者数は、有病期間を軽症者は7日間、重症者では14日間、死亡の場合は21日間と仮定している。



## 4 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、患者発生の状況に応じて講ずるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

発生段階は、都行動計画にあわせ、未発生期、海外発生期、国内発生早期（都内では未発生）、都内発生早期、都内感染期及び小康期の6区分とする。また、都内感染期の医療体制についても、都行動計画同様3つのステージに区分する。

発生段階の移行については、東京都新型インフルエンザ等対策本部（以下「都対策本部」という。）が決定する。

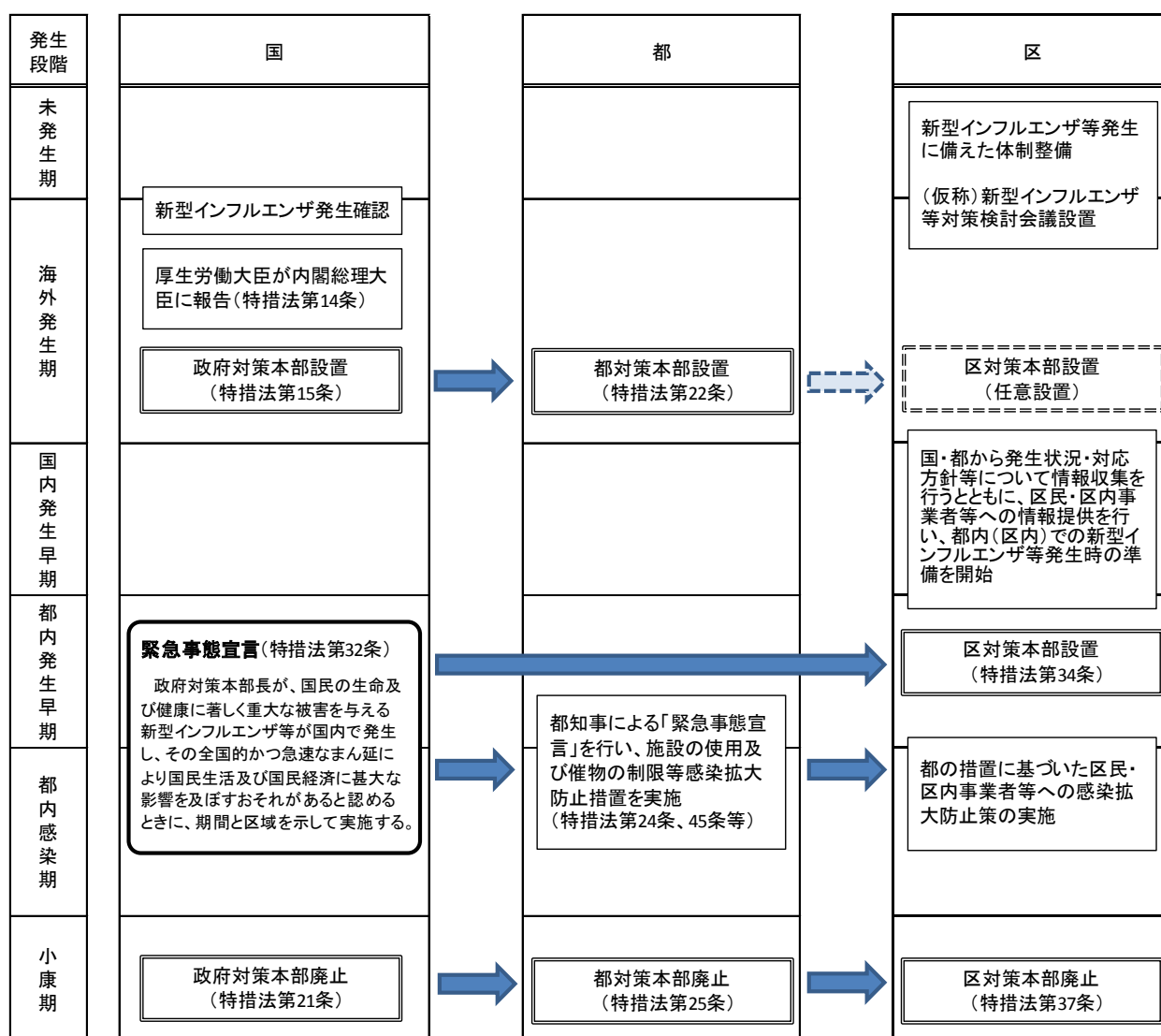
### <新型インフルエンザ等の発生段階>

政府行動計画		都行動計画 区行動計画	状態	
国	地方			
未発生期		未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	
海外発生期		海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
国内発生 早期	地域未発生期	国内発生早期	国内で患者が発生しているが全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態で、都内では患者が発生していない状態	
	地域発生早期	都内発生早期	都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	
国内感染期	地域感染期	都内感染期	<医療体制>	
			第一ステージ (通常の院内体制)	患者の接触歴が疫学調査で追えなくなり、入院勧告体制が解除された状態
			第二ステージ (院内体制の強化)	都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
	第三ステージ (緊急体制)	流行注意報発令レベル(10人/定点)を目安とし、入院サーベイランス等の結果から入院患者が急増している状態		
小康期		小康期	流行警報発令レベル(30人/定点)を目安とし、更に定点上昇中、かつ入院サーベイランス等の結果から病床がひっ迫している状態	
小康期		小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

## 5 対策実施の流れ

本行動計画では、発生段階ごとに実施する対策を整備していくが、国や都の動きを注視しながらの対策実施になる。特に、新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）が行う新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）後に対策内容が大きく変わってくる。具体的には、文京区新型インフルエンザ等対策本部（以下「区対策本部」という。）が必置となること（緊急事態宣言前に任意に設置することは可能）、都が特措法に基づく感染拡大防止措置をとる可能性があること等があげられ、区においても、より区民の権利と自由に制限を加える対策や、平常時のルールに基づかない緊急的な取扱いを行うことが想定される。

### <新型インフルエンザ等対策の流れ>



## 6 対策実施上の留意点

国、都及び指定（地方）公共機関と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等の発生に備え、又はその発生した時に、特措法その他の法令、国が定める基本的対処方針や都の対応方針に基づき、新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施するとともに、区の区域内で関係機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

この場合において、次の点に留意する。

### (1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等への対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等及び特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、区民の権利と自由に制限を加える場合は、当該新型インフルエンザ等への対策を実施するため必要最小限のものとする。

法令の根拠があることを前提として、区民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

### (2) 危機管理としての特措法の性格への留意

特措法は、新型インフルエンザ等が発生し、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要があるため、危機管理を主眼において、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。

しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬等の対策の有効性などにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得る。このため、新型インフルエンザ等の発生状況に応じた柔軟な対応を行う必要がある。

### (3) 関係機関相互の連携・協力の確保

都対策本部と区対策本部とは、相互に緊密な連携を図りつつ、総合的に対策を推進する。文京区新型インフルエンザ等対策本部長（以下「区対策本部長」という。）は、特に必要があると認めるときは、東京都新型インフルエンザ等対策本部長（以下「都対策本部長」という。）に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

### (4) 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した際は、対応を検証して教訓を得るため、区対策本部における対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。



## 第2章 国、都、区等の役割

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、社会経済への影響を最小限にするためには、国、都、区、医療機関・薬局、事業者、区民、各主体が一体となって感染拡大防止に努めるとともに、区民生活及び経済活動を維持しなければならない。新型インフルエンザ等が発生すれば、誰もが罹患する可能性があり、互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められる。

### 1 基本的な責務

#### (1) 国

新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施し、地方自治体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、世界保健機関（WHO）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

さらに、特措法28条に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため登録事業者に対して実施する特定接種について、実施主体として速やかに進める。

#### (2) 都

平常時には、都行動計画に基づき、実施体制の整備、関係機関との調整、資器材の整備など、対策を推進する。

また、感染症法に基づき、発生動向の監視を行う。

発生時には、国の基本的対処方針に基づき、医療提供体制の確保や感染拡大の抑

制など都行動計画で定めた対策を的確かつ迅速に実施し、区市町村及び関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

(3) 区

平常時には、文京区新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「区行動計画」という。）に基づき、体制の整備、関係機関との調整など、対策を推進する。

また、感染症法に基づき、発生動向の監視を行う。

発生時には、感染拡大の抑制、住民への予防接種や生活支援など、区行動計画で定めた対策を、関係機関と連携して的確かつ迅速に実施し、区内の関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

(4) 医療機関

平常時には、新型インフルエンザ等の患者を診療するための院内感染防止対策や必要となる医薬品・医療資器材の確保等の準備、診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を推進する。

発生時には、地域の他の医療機関や関係機関と連携して、診療体制の強化を含め、発生状況に応じた医療等を提供するよう努める。

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

平常時には、新型インフルエンザ等対策業務計画を策定し、体制の整備など対策を推進する。

発生時には、国、都及び区と相互に連携協力し、区民生活が維持できるよう医療機能及び社会経済活動維持のための業務を継続する。

(6) 登録事業者

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は都民生活及び社会機能維持に寄与する業務を行う登録事業者については、それぞれの社会的責任を果たすことができるよう、平常時から、職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行う。

発生時には、事業活動を継続するよう努め、国、都、区の新型インフルエンザ等への対策の実施に協力する。

(7) 一般の事業者

平常時には、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染予防策や体制の整備に努める。

発生時には、職場における感染予防策を実施し、都や区等が行う新型インフルエンザ等への対策に協力する。特に、感染拡大防止の観点から、多数の者が集まる施設を管理する事業者や催物を主催する事業者については、特措法に基づく施設の使用制限の要請等に協力するなど感染防止のための措置の徹底に努める。

## (8) 区民

平常時には、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など知識の習得に努めるとともに、季節性インフルエンザとしても実施されている手洗い、マスク着用、咳エチケット等の個人でも可能な感染予防策を実践するよう努める。

また、発生時に備えて、食料品・生活必需品等の備蓄に努める。

発生時には、都や区等からの情報に注意し、個人でも可能な感染予防策の実践や、罹患が疑われる場合における医療機関の受診ルール等を守り、感染拡大防止に努める。

## 2 新型インフルエンザ等に対応する区の実施体制

平常時には、対策検討会議を開催し、情報共有や訓練の実施など、新型インフルエンザ等への対策を推進する。また、文京区新型インフルエンザ等感染症医療体制検討会議（以下「医療体制検討会議」という。）を開催し、関係機関間の情報共有及び連携体制の構築を推進するとともに、感染症地域医療体制ブロック協議会（以下「ブロック協議会」という。）や新型インフルエンザ対策区市町村連絡会議など都が事務局として実施する会議体を活用し、都及び他区市町村との情報共有を行う。

特措法により政府対策本部が緊急事態宣言を行ったときは、区においても、直ちに区対策本部を設置することとされた。このため、区対策本部について特措法で定められたもののほか必要な事項を文京区新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年6月文京区条例第26号）及び文京区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則（平成25年6月文京区規則第63号）に定め、全庁をあげた実施体制を整備した。

この条例に基づき、区対策本部は、政府対策本部及び都対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

また、必要に応じ都対策本部長に対して、新型インフルエンザ等への対策に関する総合調整を行うよう要請するとともに、都対策本部長から感染防止等のための要請があった場合は、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の措置を行う。

なお、政府の緊急事態宣言が行われない場合であっても、海外で新型インフルエンザ等の患者の発生が確認されるなどした場合、対策検討会議を開催し、情報の共有をするとともに、必要に応じて、区対策本部を設置する。

### (1) 対策検討会議

平常時は、区行動計画について、必要に応じ、学識経験者、医療団体等に意見を聴き改定を行うとともに会議開催等により新型インフルエンザについての情報交換や訓練などを実施する。

新型インフルエンザ等が発生した場合は、会議を開催して情報交換、共有を行うとともに区対策本部の任意設置について検討する。

## (2) 区対策本部

### ア 組織及び職員

- ・ 本部長は区長をもって充て、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
- ・ 副本部長は副区長及び教育委員会教育長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- ・ 本部員は、法第三十五条第二項第三号及び第四号の規定により次に掲げる職にある者をもって充てる。
  - 一 区の区域内を管轄する消防署の署長が指定する消防吏員
  - 二 文京区役所組織条例(昭和四十七年三月文京区条例第三号)第一条に規定する部の部長、担当部長、危機管理室長及び参事、会計管理者、保健所長、監査事務局長、議会事務局長並びに文京区教育局処務規則(平成四年三月文京区教育委員会規則第三号)第二条に規定する部の部長及び参事
  - 三 企画政策部広報課長、総務部総務課長、総務部危機管理課長、総務部防災課長、保健衛生部生活衛生課長及び保健衛生部予防対策課長
- ・ 前項に掲げる者のほか、本部長は、必要があると認めたときは、区の職員のうちから本部員を任命することができる。
- ・ 本部員に事故があるときは、あらかじめ本部員が指名する者がその職務を代理する。

### イ 会議

- ・ 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ本部の会議を招集する

### ウ 会議の所掌

会議は、次に掲げる事項について本部の基本方針を審議し、策定する。

- 一 新型インフルエンザ等対策に係る区の方針に関すること。
- 二 新型インフルエンザ等対策の実施体制に関すること。
- 三 新型インフルエンザ等に関する情報の収集及び伝達に関すること。
- 四 感染予防及びまん延防止に係る措置に関すること。
- 五 医療の提供体制の確保に関すること。
- 六 区民に対する予防接種の実施に関すること。
- 七 新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材の確保、備蓄等に関すること。
- 八 生活環境の保全その他の区民の生活及び地域経済の安定に関すること。
- 九 他の地方公共団体の長、指定地方公共機関等に対する応援の要求及び職員の出遣の要請に関すること。
- 十 新型インフルエンザ等対策に要する経費の処理方法に関すること。



十一 前各号に掲げるもののほか、重要な新型インフルエンザ等対策に関すること。

(3) 文京区新型インフルエンザ等感染症医療体制検討会議

文京区の新型インフルエンザ等感染症について、発生時のまん延防止対策及び医療体制等を協議するとともに、関係機関間の連携体制を構築するために、設置した会議。医師会、歯科医師会、薬剤師会、区内救急医療機関、警察署、消防署及び関係区職員により構成される。



## 第3章 対策の基本項目

本行動計画は、新型インフルエンザ等への対策の2つの目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護する」及び「区民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するため、(1)サーベイランス・情報収集、(2)情報提供・共有、(3)区民相談、(4)感染拡大防止、(5)予防接種、(6)医療、(7)区民生活及び経済活動の安定の確保の維持の7つの基本項目に分けて、具体的な対策を定める。

### 1 サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等への対策を適時適切に実施するためには、サーベイランス体制を確立し、地域における発生状況の迅速な把握や必要な対策を講じた上で、その結果を評価することが大切である。区においては、都が示す実施方法に従い、医療機関及び学校等施設からの情報を速やかに収集・報告し、各発生段階に必要なとされるサーベイランスを確実に実施することが重要である。

海外で発生した段階から国内の患者数が少ない段階までは情報が限られている。そこで、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、患者の臨床像等の特徴を把握するため、積極的な情報収集・情報分析を行う。

国内の患者数が増加し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された時点では、患者の全数把握はその意義が低下し、また、医療現場等の負担も過大となることから、重症患者を中心とした情報収集に切り替える。

### 2 情報提供・共有

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、都、区、医療機関等、事業者及び区民の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、各発生段階において、正確で迅速な情報提供及びコミュニケーションが重要である。

#### (1) 情報提供手段の確保

区民は、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のためインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

#### (2) 区民

##### ア 平常時の普及啓発

未発生期から、新型インフルエンザについての正しい知識と適切な予防策の周知を図ることが重要であり、区民一人ひとりが感染予防策を理解することで、は

じめて感染拡大防止が可能となる。

また、新型インフルエンザ等が発生した際、特に発生初期における患者への誹<sup>ひ</sup>謗<sup>ぼう</sup>・中傷、感染が確認された地域への風評被害が起きないように、新型インフルエンザ等には誰もが罹患<sup>り</sup>する可能性があり、患者やその関係者には責任がないことなど、正しい知識を普及啓発していくことが重要である。

このため、リーフレット、ホームページ、ツイッター等により、新型インフルエンザの感染予防策を周知し、発生した場合は、区や都、国からの情報に従って医療機関の受診をするなど、感染拡大防止策の普及啓発を図る。

#### イ 発生時の情報提供

個人の人権の保護に十分留意し、区内における感染状況、予防策及び発生段階に応じた適切な医療機関の受診等や、不要不急の場合は自力受診を行うなど救急車の適正利用の再徹底について、報道機関の協力やホームページ、ツイッター等への掲載により、迅速に情報提供する。

また、発生段階や政府の緊急事態宣言に応じて、迅速に情報提供し、予防策の徹底などを呼び掛ける。その際、情報が伝わりにくい高齢者や障害者、外国人などに対しては、関係団体等の協力を得て情報提供するなど留意する。

#### ウ 患者等の個人情報

個人情報の取扱いについては、患者等の人権に十分配慮するとともに、報道発表の際は誹<sup>ひ</sup>謗<sup>ぼう</sup>中傷及び風評被害を惹起<sup>じやう</sup>しないよう留意する。

公衆衛生上必要な情報については公表していくが、公表する範囲については、平成21年に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）における個人情報の公表範囲を基本とする。

#### ○新型インフルエンザ（A/H1N1）発生時の個人情報等の公表範囲

事 例	公表範囲
患者（個別事例）の公表	年齢、性別、届出受理保健所、居住地、基礎疾患、渡航歴、学校種別・学年（職業）及び発症の経緯
集団感染事例の公表	年齢、性別、届出受理保健所、施設所在地及び学校種別・学年（職業）
死亡事例の公表	年齢、性別、基礎疾患及び経過

#### (3) 医療機関等

平常時から、医療体制検討会議やブロック協議会等を活用して情報の共有化を図るとともに、感染症指定医療機関（※1）や感染症診療協力医療機関（※2）との緊急時情報連絡体制を構築する。

##### ※1 感染症指定医療機関

感染症法に規定された感染症（一類、二類、新型インフルエンザ等、指定感染症又は新感染症）に罹患した患者の入院医療を行う医療機関

## ※2 感染症診療協力医療機関

感染症患者又は感染症が疑われる患者の受入体制を有し、診断確定に至るまでの経過観察を行う医療機関（必要に応じて1～2日間程度の入院扱いを含む。）

### (4) 事業者等

平常時から、新型インフルエンザ等に関する情報提供や事業者向けの研修会等の開催など、対策の推進を支援し、発生時の事業者等内における対応を共有するよう働きかける。

発生時には、ファクシミリ等により発生状況や感染予防策、イベント等の自粛、行政上の申請期限の延長などを情報提供し、各団体での対応、傘下事業者への周知を依頼する。

## 3 区民相談

### (1) 健康相談

新型インフルエンザ等の病原性や感染力にかかわらず、区民の不安を解消し、適切な感染予防策を促すため、発生後速やかに新型インフルエンザ相談センターを設置する。海外発生期から都内発生早期は、相談対応時に患者の受診先医療機関の案内及び受診時の注意事項等についての説明を行う必要があるため、保健所の開庁時間は保健所に設置し、夜間・休日においても、都が提供する場所において保健所共同の相談センターを設置し、24時間対応する。都内感染期以降は、受診先医療機関の案内は終了し、保健医療に関する一般相談に対応する。

流行のピークを超え、小康期に入った段階で、状況に応じて相談体制の規模を縮小するなど、弾力的な対応をとる。

### (2) その他の相談

実施事業や所管する施設の利用に関して、事業継続計画（BCP）や区対策本部の決定等に基づき、区民の相談に対応するとともに、ホームページ、ツイッター等により、変更内容等の周知を図る。

さらに、各課に寄せられた区民からの相談や情報を、区対策本部で情報共有するとともに必要な対策を講じる。

## 4 感染拡大防止

新型インフルエンザ等の流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保すること、また、流行のピーク時の患者数等を最小限にとどめ、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることを目的に、区民や事業者に対し、感染拡大防止策の協力を依頼する。

具体的には、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の一般的な感染予防の励行や予防接種、学校休業、職場での感染予防策、催物等の自粛など様々な感染拡大防止策を組み合わせ、発生段階毎に実施する。

都内で発生した場合には、早い段階で区の集客施設及び区が主催する催物における感染予防策を率先して実施するとともに、区の関連団体や事業者にも同様の取組を実施するよう協力を依頼する。

感染拡大防止策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

#### (1) 個人対策

個人における対策については、国内発生早期の段階から、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避けること等の基本的な感染防止対策を実践するよう促す。

患者発生早期には、保健所は、当該患者に速やかに感染症指定医療機関等で適切な医療を受けさせるとともに、患者家族・同居者その他の濃厚接触者を迅速に把握し、健康観察、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与及び感染を広げないための保健指導等を行う。

また、必要に応じ、不要不急の外出の自粛を呼び掛ける。

#### (2) 学校等における対応

##### ア 区立学校

発生時には、学校保健安全法等に基づき、学校（園）医や保健所と連携のもと、次のとおり感染拡大防止策を講じる。

新型インフルエンザ等の疑い又は罹患していると診断された幼児・児童・生徒について、保健所の指示のもと病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等を行い、幼児・児童・生徒へのマスク着用、咳エチケット、手洗い等、感染拡大防止に努める。

集団発生がみられた場合は、保健所に報告を行うとともに、発症者の状況確認、幼児・児童・生徒の健康観察、臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）などの措置を講じる。

同じ地域や地域内の学校での流行が確認された場合は、学校内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、学校行事の自粛及び臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講じる。

さらに、感染が拡大し都内で流行した場合、感染症の発生状況や医療提供体制等を勘案し、必要に応じ、全ての区立学校等の閉鎖について検討する。

##### イ 区立以外の学校

各学校設置者等に対し、必要に応じ、新型インフルエンザ等についての情報提供を行い、幼児・児童・生徒の感染拡大防止に努めるよう注意喚起を図る。

新型インフルエンザ等の疑い又は罹患していると診断された幼児・児童・生徒が出た場合や、集団発生がみられた場合は、保健所への報告を依頼し、保健所は感染拡大防止の対処法の助言・指導を、必要に応じ行う。

## ウ 社会福祉施設等

各施設設置者に対し、新型インフルエンザ等についての情報提供を行い、利用者の感染拡大防止に努めるよう注意喚起を図るとともに、必要に応じて、臨時休業などの措置をとるよう要請する。

## (3) 施設の使用及び催物の開催制限等

### ア 事業者等

事業者等に対して、従業員の感染予防策の励行など健康管理、発熱等の症状がある利用者の施設の利用制限の対応、催物における感染拡大防止策や自粛の呼び掛け、施設の使用制限など感染拡大防止策の協力を依頼する。これらの協力依頼は、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて行う。

平常時から、これらの発生時に実施し得る感染拡大防止策を、都や他区市町村と連携して、あらかじめ、事業者等へ発生時における感染拡大防止策の協力を求めることを周知する。

さらに、政府が緊急事態宣言を行った時は、特措法に基づき、政令の範囲内で、都知事が都民への外出自粛の要請や事業者に対する施設の使用制限を要請・指示する場合もあることを周知する。

発生時には、海外発生期の段階で、新型インフルエンザ等の発生の状況や病原性について、判明していること、不明なことを含め、迅速かつ正確に情報提供し、国内発生早期、都内発生早期、都内感染期と段階が移行するに従い、区民や事業者に対し、様々な個人の感染予防策、事業者の感染拡大防止策を呼び掛けるとともに、緊急事態が宣言された場合の最も強い感染拡大防止策として、施設の使用制限の要請・指示が行われることがあり得ることについて周知を重ね、事前に理解を求める。

### イ 区への対応

緊急事態宣言前であっても、感染拡大防止のためには、人と人が集まる機会を減らすことが有効な対策と考えられることから、区自らが率先して、休止するイベントや利用制限をする施設を明らかにし、広く周知する。

行政手続など申請窓口で感染拡大を防止できるよう、来庁者の動線を整理し、来庁者や職員への感染リスクを低下させるよう、工夫する。さらに、郵便等を積極的に活用し、対面機会を減らすよう努める。

また、区の関係団体等に対しても、積極的な感染拡大防止策を実施するよう協力を依頼する。

## 5 予防接種

### (1) ワクチン

ワクチンの接種により個人の発症や重症化を防ぐことで、患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑えるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめるとともに、患者数を医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、ウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

### (2) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象となり得る者は、次のとおりである。

- 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- 新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる国家公務員又は地方公務員

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる国家公務員については国を実施主体として、新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる地方公務員については当該地方公務員の所属する都道府県又は区市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなる。

### (3) 住民接種

特措法において、住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われた場合については、特措法第46条に基づき予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

住民接種については、区市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう体制の構築を図る。



○臨時接種と新臨時接種

	臨時接種	新臨時接種
根拠規定	特措法第 46 条 予防接種法第 6 条第 1 項	予防接種法第 6 条第 3 項
緊急事態宣言	あり	なし
接種の努力義務	あり	なし
接種の勧奨	接種を受けるよう勧める	
接種費用の 自己負担	なし	あり (低所得者を除き実費徴収可)

○接種対象者の分類

①医学的 ハイリスク者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎疾患を有する者</li> <li>・妊婦</li> </ul>
②小児	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1歳以上の小児</li> <li>・1歳未満の小児の保護者</li> <li>・身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者</li> </ul>
③成人・若年者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・①医学的ハイリスク者、②小児、④高齢者のいずれにも該当しない者</li> </ul>
④高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳以上の者</li> </ul>

※接種順位は、発生した新型インフルエンザ等による病状を踏まえ、発生時に国が基準を示す。

## 6 医療

### (1) 医療の目的

新型インフルエンザ等への対策において、医療は最も重要な対策である。新型インフルエンザ等がまん延した場合は、患者数の大幅な増大が想定される。医療の破綻を回避し、医療提供体制を維持しなければ、都民は感染した時に必要な医療を受けることができない。しかし、医療資源（医療従事者、病床等）には限度があることから、事前に効果的・効率的に活用できるよう医療提供体制の整備を行う必要がある。

### (2) 医療提供体制

海外発生期から都内発生早期までにおいては、感染拡大を抑制する対策がもっとも有効であり、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等に罹患した患者（疑似症を含む。）は、感染症指定医療機関で入院治療を行う。ある程度限定された医療機関で外来診療、入院治療を行うことで、医療機関全体における混乱を回避するとともに、他の医療機関等が都内感染期において新型インフルエンザ等の診療・調剤を行うための準備を行う期間にもなる。

新型インフルエンザ等発生時には、新型インフルエンザ相談センター（以下「相談センター」という。）から振り分けられた新型インフルエンザ等の罹患が疑われる

患者を、都や区があらかじめ指定する新型インフルエンザ専門外来で診察する。専門外来で採取した患者の検体は保健所により東京都健康安全研究センターに運ばれ、ウイルス検査が行われる。検査結果は、保健所を通して新型インフルエンザ専門外来に伝えられる。専門外来は、診察から検査結果が判明するまでの経過観察を行う。

保健所は、新型インフルエンザ等患者について、重症度にかかわらず感染症指定医療機関への入院勧告を行う。ウイルス検査の結果が陰性であった患者については専門外来において、重症度によって入院又は自宅療養の判断を行う。

なお、新型インフルエンザ等の罹患が疑われる患者が、相談センターを介さずに、直接、一般医療機関を受診する可能性も否定できないことから、専門外来に指定されない一般医療機関においても、都内感染期には、新型インフルエンザ等の患者に対し医療の提供を行うことを念頭におき、新型インフルエンザ等の罹患が疑われる患者とそれ以外の患者との接触を避ける工夫や、医療従事者の感染防護に必要な資器材の準備など、個々の医療機関等における院内感染防止対策を検討しておく。

都内感染期においては、新型インフルエンザ等の診療を特別な医療提供体制で行うのではなく、内科や小児科など通常の季節性インフルエンザの診療を行う全ての医療機関で担うことになる。そのため、患者は相談センターを介さずに、直接受診に訪れることとなり、また、入院が必要と判断された患者についても、通常の感染症診療を行う全ての一般入院医療機関において受け入れることとなる。区は、発生段階に応じた医療機関等の役割分担や受診方法等について区民をはじめ関係機関に周知する。

○発生段階ごとの医療提供体制

		未発生期	海外発生期	国内発生早期	都内発生早期	都内感染期			小康期
						通常院内体制	院内体制強化	緊急体制	
医療体制	外来	新型インフルエンザ専門外来 (ウイルス検査実施)				すべての医療機関が対応 (基本はかかりつけ医)			
	入院	陽性 (+)      陰性 (-)				・小児、重症患者受入可能医療機関の確保 ・備蓄医薬品の放出 ・特段の措置の要請 ・臨時の医療施設の活用			

(3) 医療等の実施の要請等

知事は、新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者に対する医療の提供等を行うため必要があると認めるときは、特措法第 31 条に基づき、医師、看護師その他の医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して当該患者等に対して医療等を行うよう要請又は指示を行うことができる。ただし、当該要請等を行うに当たっては、有識者等の意見を聴取する等、慎重に判断する。

また、当該要請等を行う場合は、医療関係者の生命及び健康の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じることとする。

(4) 臨時の医療施設等

新型インフルエンザ等の感染拡大により、病院その他の医療機関が不足し医療の提供に支障が生ずると認められる場合には、特措法第 48 条に基づき、臨時に開設する医療施設において医療を提供する。

## 7 区民生活及び経済活動の安定の確保

新型インフルエンザは各地域での流行が約 8 週間程度続くと言われてるように、新型インフルエンザ等が発生した時は、多くの区民が罹患し、区民生活及び経済活動の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等の発生時に、区民生活及び経済活動への影響を最小限となるよう、区、医療機関等、事業者及び区民は、発生時にどのように行動するか、事前に準備をし、発生時には互いに協力し、この危機を乗り越えることが重要である。

(1) 区民生活の維持

ア 食料・生活必需品の安定供給

生活必需品の安定供給を図るため、関係事業者等の事業継続を支援するとともに、社会機能が低下する中で不足が予想される食料・生活必需品について、製造・販売・流通業者などの業界団体等を通じて、安定供給を要請する。

また、食料品・生活関連物資等の価格が高騰しないよう、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

区民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、買占めを行わないよう呼び掛ける。

イ 高齢者等への支援

集団発生が懸念される高齢者等の社会福祉施設（入所施設）においてその運営を維持するため、感染予防を徹底するよう呼び掛けるとともに、入所者の施設外部者との接触制限等により、感染拡大の防止に努めるよう要請する。

また、外出を自粛する高齢者等の食料・生活必需品の調達について、地域の実情に即し、関係団体等に協力要請する。

ウ ごみの排出抑制

平常時のごみ処理の維持が困難な場合は、ごみの収集回数や処理について状況を把握し、区民及び事業者にごみの排出抑制への協力を要請する。

エ 行政手続上の申請期限の延長

特措法により、新型インフルエンザ等の発生時において、過去の大規模震災発生時のように、運転免許等の申請期限の延長の特例が可能となった。特例措置が実施された場合は、国の政令等を迅速に分かりやすく周知するとともに、区条例

に基づく申請期限等においても、必要に応じて同様の措置を実施する。

## (2) 遺体に対する適切な対応

新型インフルエンザ等が大流行し、多数の死亡者が発生した場合、遺体に対する適切な対応を行う必要があることから、遺族の意向や個人情報の保護に留意するとともに、備蓄している遺体収納袋等を活用するなど遺体からの感染を防止しつつ、火葬場を可能な限り稼働させるよう設置者に要請する。

また、感染状況に応じて集会の自粛要請も考えられることから、平常時に行っているような形態の葬儀が困難になる可能性があることについて、葬祭業者や住民の理解を得るよう努める。あわせて、新型インフルエンザ等により死亡した遺体の体液や排泄物からの感染を予防するため、手袋やマスク等が必要な場合があり、遺族への理解を得るよう努める。

区で発行する「埋火葬許可証」については、迅速に発行できるようにするとともに、一時的に死亡者が急増した場合は、遺体からの感染予防策を実施し、震災等で予定されている場所などを遺体収容所として検討する。

## (3) 事業者への支援

新型インフルエンザ等の感染拡大により、運転資金の確保等が困難となる中小企業等を支援するため、融資相談を実施する。

また、政府系金融機関において、新型インフルエンザ等緊急事態に関する特別な融資などの措置が行われた場合は、事業者等への周知など適切に対応する。

事業者の感染予防策として、区が実施している各種許認可については、事業者や関係者に与える影響をできるだけ軽減するため、対面業務を縮小し工夫しながら実施する。

さらに、個人の場合と同様に、許認可等の申請期限の延長の特例措置が実施された場合は、適切に対応する。

## (4) 区政機能の維持

### ア 業務の区分

新型インフルエンザ等の発生時には、保健医療業務、危機管理業務など、発生対応業務が増大するが、職員の欠勤も最大4割が想定される。このため、業務を、新型インフルエンザ等発生に際して「新たに発生する業務」と、通常業務の「継続業務」「縮小業務」「休止業務」に区分する。区分の考え方は、区民の生命を守り、区政機能を維持することに直接関わる業務などの継続する業務を「継続業務」とし、感染拡大防止のために休止する多数の人が集まる施設の運営や、不急な業務等を「休止業務」とし、その他の業務を「縮小業務」に分類する。

各業務の実施に当たっては、新型インフルエンザ等のウイルスの感染力、病原性及び治療薬の有効性、職員の出勤率などを判断し、弾力的・機動的に行う。

## 〈業務区分の考え方〉

区分	考え方	主な業務（例示）
A 新たに発生する 業務	① 感染拡大防止策 ② 危機管理体制上、必要となる業務	・相談、ワクチン接種など ・新型インフルエンザ等に関する情報提供
B 継続業務	① 区民の生命を守るための業務 ② 区政機能維持のための基盤業務 ③ 休止すると重大な法令違反となる業務	・予算、庁内ネットワークなど ・戸籍事務など
C 縮小業務	① 対面業務を中止して、工夫して実施する業務 ② 継続・休止以外の業務	・許認可、届出・交付、窓口、相談業務など ・ごみ収集など
D 休止業務	① 多数の人が集まる施設や業務 ② その他、緊急性を要しない業務	・学校 ・集客施設 ・イベント、研修など

職員 100% (通常業務)

職員 60% (A)

### イ 各課の事業継続と応援体制

各課は、本行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生対応及び事業継続のため、各課においてBCPを策定し、業務の優先順位を決定し、業務を継続する。

また、保健衛生部門など、人員が不足する部に対しては、本部体制の下、縮小、休止事業の職員を優先的に応援させるように、全庁的な応援体制により対応する。

### ウ 区の庁舎での感染拡大防止策

区の庁舎で感染が拡大しないよう、申請窓口の受付方法の変更や庁舎出入口等の制限等を行い、感染拡大防止を図る。平常時と施設の利用方法の変更を行う際はホームページをはじめとした周知を徹底し、区民や事業者に協力を依頼する。

また、区政の業務を継続していくためには、業務に必要な区職員が出勤できることが不可欠であるため、可能な限り職員が執務中に新型インフルエンザ等に感染しない対策を実行する。

区の庁舎内での感染拡大を防止するため、庁舎の入口に「感染予防に関する周知」やトイレに「手洗い方法」を掲示する。

### エ 職員の健康管理

区職員は、手洗いの徹底など感染予防策の励行と自己の健康管理に十分留意する。

発熱や咳・くしゃみ等のインフルエンザの症状がある場合には、他者への感染を防止するため、マスク着用、咳エチケットを徹底するとともに、速やかに医療

機関を受診し、職場への連絡を遅滞なく行った上で、療養に専念し、出勤を自粛する。

このため、全職員に対し感染予防を周知するとともに、所属長としての留意事項等を通知する。

こうした取組を通じ、職員の欠勤率をできるだけ減少させ、業務遂行に支障がないようにする。

# 第4章 各段階における対策

※国内発生地域が都内だった場合は、国内発生早期の対応に加え、都内発生早期の対応も実施する。

	未発生期	海外発生期	国内発生早期	都内発生早期	都内感染期	小康期	
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生に備えた体制整備</li> <li>発生時の対応の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内侵入の遅延と早期発見</li> <li>都内発生に備えた体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都内発生に備えた体制整備</li> <li>発生地の情報収集</li> <li>適切な医療提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染拡大の抑制</li> <li>適切な医療提供</li> <li>感染拡大に備えた体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療提供体制の維持</li> <li>健康被害の抑制</li> <li>区民生活及び経済活動への影響の最小化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区民生活及び経済活動の回復</li> <li>流行の第二波への準備</li> </ul>	
実施体制	(仮称)新型インフルエンザ等対策検討会議設置【P3、8、13】	新型インフルエンザ等対策本部設置(任意設置)【P8、13】 新型インフルエンザ等対策本部設置(緊急事態宣言後必置)【P8、13】				新型インフルエンザ等対策本部廃止【P8】	
1 サーベイランス・情報収集	平常時のサーベイランスを実施【P31、38、42、46、53、59】 ①インフルエンザサーベイランス ②ウイルスサーベイランス ③東京感染症アラート ④インフルエンザ様疾患発生報告 ⑤入院サーベイランス ⑥クラスターサーベイランス					クラスターサーベイランス中止【P53】 全数ウイルス検査中止【P53】	
2 情報提供・共有	新型インフルエンザ等の知識・感染予防策の周知【P32、38、43、47、53】					第一波の終息を発表 第二波に備える必要性を情報提供【P60】	
		各発生段階への移行、発生状況等の情報提供【P38、43、47、53】 医療機関受診手順の周知【P38】			医療機関受診方法切替の周知【P53】		
	関係機関に新型インフルエンザ等発生時の対応検討を要請【P33】	関係機関に新型インフルエンザ等発生時の対応を確認 国内(都内)発生に備えた協力を要請【P38、43】		関係機関に感染拡大防止策の強化・徹底を依頼【P47、53】			
3 区民相談	【健康相談】 保健医療の相談体制構築【P33】	新型インフルエンザ相談センターを設置(夜間・休日は都内保健所共同設置)【P39、43、48、54】				専門外来への振り分け終了【P54】	新型インフルエンザ相談センター終了【P60】
		保健医療に関する一般相談について、民間のコールセンターへ委託【P43、48、54】					コールセンターへの委託終了【P60】
	【その他の相談】 全庁的な相談体制構築【P34】	新型インフルエンザ等の影響が考えられる業務の相談について各部で対応【P43、48】				臨時休業、イベントの中止等重要な情報について、相談体制を強化【P54】	相談窓口の体制を縮小【P60】
				問合せ窓口一覧を作成【P48】 相談内容を対策本部等で共有【P48】			
4 感染拡大防止	感染拡大防止策の検討・決定【P34】	感染拡大防止策の周知・協力要請【P39】	感染拡大防止策の実施【P43】	感染拡大防止策の徹底【P49、55】		感染拡大防止策の要請を解除【P60】	
		学校・社会福祉施設等における感染拡大防止策(行事の中止・臨時休業等)実施の基準を検討【P40、44】	(集団発生が見られる場合等必要に応じ、)学校・社会福祉施設等における感染拡大防止策(行事の中止・臨時休業等)を実施【P48、54】				
		区内施設の利用制限について、都内発生に備え、対応を検討【P40、44】	(感染リスクを考慮した上で必要に応じ、)区内施設利用の自粛を要請【P49、55】				
		緊急事態宣言あり⇒都の指示により、不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限等実施【P54、62】					
		積極的疫学調査・入院勧告措置等対応の準備【P39】	濃厚接触者への対応等実施【P49】	濃厚接触者を特定しての措置中止【P54】			



※国内発生地域が都内だった場合は、国内発生早期の対応に加え、都内発生早期の対応も実施する。

	未発生期	海外発生期	国内発生早期	都内発生早期	都内感染期	小康期
5 予防接種	<p>ワクチン供給計画作成【P34】</p> <p>特定接種の体制構築【P35】</p> <p>住民接種の体制構築【P35】</p>	<p>特定接種の実施【P40、44、50】</p> <p>住民接種の実施準備【P40、44、50、55】</p>	<p>緊急事態宣言なし⇒予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を実施 緊急事態宣言あり⇒特措法46条に基づき予防接種法第6条第1項に規定する臨時接種を実施【P44、50、55、64】</p>			<p>第二波に備え、未接種者に接種勧奨【P60】</p>
6 医療	<p>医療機関のBCP及び地域医療のBCPの策定促進【P35】</p> <p>【一次・二次医療機関、薬局】 夜間(準夜帯)・休日の外来診療体制整備【P35】</p> <p>【二次・三次医療機関】 入院・外来・診療科ごとの医療機関受入体制整備【P35】</p>	<p>感染症診療協力医療機関において新型インフルエンザ専門外来開設【P40】</p> <p>夜間(準夜帯)・休日の外来診療実施準備【P50】</p> <p>医療機関受入体制に基づく医療連携及び医療提供準備【P50】</p>	<p>専門外来による新型インフルエンザ等罹患疑い患者受入れ【P40、44、50】</p> <p>新型インフルエンザ等患者について感染症指定医療機関への入院勧告【P41、50】</p>		<p>全ての医療機関で患者受入れ【P56】</p> <p>入院勧告中止【P56】</p> <p>輪番制、応援体制、薬剤の分配・集約を実施【P56】</p> <p>医療機関・薬局の業務継続(閉鎖)状況の把握【P57】</p> <p>医療機関受入体制に基づく医療連携及び医療提供【P57】</p>	<p>平常の医療サービス提供体制への復帰【P61】</p>
7 区民生活及び経済活動の安定の確保	<p>要援護者への生活支援等の具体的手続きを検討【P36】</p> <p>埋火葬を円滑に行うための体制整備【P36】</p>	<p>要援護者への生活支援等について、都内感染期に向け準備【P41、44】</p> <p>食料・生活必需品の確保・調達について、区内業者等に周知し、都内発生、流行に備えた準備を依頼【P41、45】</p>	<p>ごみ処理について、都内感染期に向け準備【P44】</p>	<p>関係団体に要援護者の安否確認等の実施を要請【P51、58】</p> <p>遺体の一時収容所の確保を検討【P51】</p> <p>食料・生活必需品の確保・調達について、区内業者等に対応を要請【P51、58】</p> <p>ごみ排出抑制を要請【P51、58】</p>	<p>遺体の一時収容所を確保し、適切に運用【P58】</p>	<p>平常時の区民生活への回復【P61】</p>



## 1 未発生期

### < 未発生期 >

- 新型インフルエンザ等が発生していない状態
- 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況

### < 目的 >

発生に備えて体制の整備を行い、発生時の対応の周知を図る。

### < 対策の考え方 >

- 1 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から、本行動計画等を踏まえ、都や他区市町村、関係機関等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- 2 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、区民及び事業者等との共通認識を図るため、継続的な情報提供を行う。

## (1) サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザの発生時のサーベイランスの具体的な実施方法及び実施時期をあらかじめ確認しておく。

### < 平常時（新型インフルエンザ発生前）から実施するサーベイランス >

#### ① インフルエンザサーベイランス（患者発生サーベイランス）

インフルエンザ定点医療機関のうち区内にある 7 医療機関（平成 25 年 4 月現在）からの情報を集積し、区内の発生状況を把握するとともに、都への報告を行う。【保健衛生部】

#### ② ウイルスサーベイランス（病原体サーベイランス）

病原体定点医療機関のうち区内にある 1 医療機関（平成 25 年 4 月現在）から搬入されたウイルスの検査結果を共有し、医療機関との連絡調整を強化する。【保健衛生部】

#### ③ 東京感染症アラート

区内医療機関において、鳥インフルエンザ（H5N1・H7N9）等の感染症が疑われる患者の診療を行った旨報告を受けた場合は、検査の実施について都と協議した上で、検体を確保し、東京都健康安全研究センターに検体を搬入する。【保健衛生部】

- ④ インフルエンザ様疾患発生報告(学校等)/感染症等集団発生時報告(社会福祉施設)  
学校、幼稚園及び保育所の臨時休業実施の状況及び社会福祉施設のインフルエンザ様疾患の集団発生状況を把握し、関係課間で情報を共有するとともに、都への報告を行う。【保健衛生部】
- ⑤ インフルエンザ入院サーベイランス（重症患者サーベイランス）  
基幹定点医療機関のうち区内にある1医療機関（平成25年4月現在）におけるインフルエンザによる入院患者の状況を把握し、都への報告を行う。【保健衛生部】
- ⑥ クラスター（集団発生）サーベイランス  
前記④の集団発生報告時に、集団発生等のあった学校・施設等の協力を得て、患者から検体を採取し、東京都健康安全研究センターに検体を搬入する。このサーベイランスは、定点医療機関当たり患者報告数1.0人（週）を超えるまで継続する。【保健衛生部】

#### <臨時で実施する新型インフルエンザのサーベイランス>

- ⑦ 東京感染症アラートによる全数ウイルス検査  
海外発生期から都内発生早期までの間に、新型インフルエンザ専門外来において、東京感染症アラートの独自検査基準を満たす新型インフルエンザの感染が疑われる患者の全数遺伝子検査を実施する。専門外来からの報告を受けた場合は、検査の実施について都と協議した上で、検体を確保し、東京都健康安全研究センターに検体を搬入する。【保健衛生部】

## (2) 情報提供・共有

区民及び事業者等に新型インフルエンザ等についての正しい知識など基本的な情報と、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の標準的な予防策について周知し、新型インフルエンザ等の発生時に混乱のないよう普及啓発を行う。

また、各発生段階に対応した適切な内容を伝えるため情報提供体制を構築するとともに新型インフルエンザ等の発生時に関係機関と連携し、統一的な対応を図れるよう連絡体制を整備する。

### ア 区民等への情報提供

- ① 新型インフルエンザ等の基本的な情報や、マスク着用、咳エチケット、手洗い等、季節性インフルエンザ等に対しても実施すべき個人レベルの感染予防策を、区のホームページやツイッターなどの広報媒体により周知する。また、新型インフルエンザ等に罹患（または疑い）と診断された場合は、都や区からの情報に従って医療機関の受診をすることを事前に周知する。【保健衛生部、各部】
- ② 区行動計画をホームページに掲載するなどして、発生時に実施する対策や区の事業継続体制について、広く周知する。【企画政策部、総務部、保健衛生部】

## ＜1 未発生期＞

- ③ 関係団体・事業者等に新型インフルエンザ等に関する情報提供を行うとともに、対応について意思統一を図る。【保健衛生部、各部】
- ④ 発生時は区が区民や事業者に感染拡大防止策の協力を求めること、政府が緊急事態を宣言した場合は、必要に応じて特措法に基づき不要不急の外出の自粛や施設の使用制限の要請等もあり得ることを事前に周知し、理解を求める。【総務部、保健衛生部】
- ⑤ 情報が伝わりにくい高齢者や障害者、外国人などに対しては、関係団体等の協力を得て情報提供するなど留意する。【保健衛生部、各部】

## イ 情報共有

- ① 情報が届きにくい高齢者や外国人など様々な対象者を想定し、発生段階ごとの効果的な広報内容、区の広報媒体、メディアの活用及び関係団体と連携した広報の実施方法について事前に検討し、広報手段を整備する。特に、新型インフルエンザ等の発生、都内での発生、政府の緊急事態宣言など、区民への重要な情報については、事前に検討しておく。【企画政策部、総務部、保健衛生部、各部】
- ② 新型インフルエンザ等対策の会議の開催や通知等により、庁内の情報共有を図り、災害対応と同様の緊急連絡体制を整備する。さらに、訓練等を通じて区と都や他区、区と区民・事業者等との連携をより緊密にしていく。【総務部、保健衛生部】
- ③ 発生時及び政府の緊急事態宣言時の以下の事項を検討するとともに、お知らせ等により関係者に事前周知する。【各部】
  - ・コミュニティバスの運行【区民部】
  - ・区民施設等の施設貸出、催物の開催などの運営管理【各部】
  - ・学校、社会福祉施設等の運営管理【福祉部、男女協働子育て支援部、保健衛生部、教育推進部】
  - ・学校保健安全法等に基づく対応方針【男女協働子育て支援部、保健衛生部、教育推進部】
  - ・清掃工場や資源の搬入先等の対応について委託事業者と確認【資源環境部】
  - ・その他各部業務の具体的な対応【各部】

## (3) 区民相談

全庁的な相談体制を構築するとともに、発生段階に応じた体制整備を図る。

- ① 臨時電話の設置、職種別の役割分担、保健医療に関する相談対応体制等の整備について確認する。【保健衛生部】

- ② 発生時に、区民からの相談に応じるため、コールセンター等を設置する準備を進める。【保健衛生部】
- ③ 発生時の多様な相談に対応できるよう、発生段階に応じた相談体制について事前に検討し、必要な準備を行う。【各部】

#### (4) 感染拡大防止

マスク着用、咳エチケット、手洗い等の飛沫感染予防策、接触感染予防策等の徹底を図るとともに、発生時の感染拡大防止策を定めておく。

- ① マスク着用・咳エチケット・手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染予防策の普及を図る。【企画政策部、保健衛生部】
- ② 感染が疑わしい場合の受療方法や行動について理解促進を図る。【企画政策部、保健衛生部】
- ③ 学校、社会福祉施設等においては、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の徹底などの感染予防策について、マニュアルにそった周知を行う。【総務部、福祉部、男女協働子育て支援部、保健衛生部、教育推進部】
- ④ 各発生段階における個人や事業者等に対する感染拡大防止策の実施内容について周知し、理解を求める。【企画政策部、保健衛生部】
- ⑤ 発生時に実施する積極的疫学調査について、部内の体制等を事前に確認する。【保健衛生部】
- ⑥ 発生時に、医療従事者等新型インフルエンザ等の対策従事者が使用する個人防護具（PPE）について、備蓄計画を策定し、必要数を備蓄する。備蓄場所については、庁舎内倉庫のほか、医療機関内等、緊急時に対応しやすい場所を検討する。また、個人防護具（PPE）の着脱訓練を実施し、必要時に速やかに使用できるよう準備を行う。【保健衛生部】

#### (5) 予防接種

円滑なワクチン供給体制と、特定接種及び住民接種の集団的接種方法の整備を図る。

##### ア ワクチンの供給体制

- 【国】 地域的な偏在が生じないよう流通体制を構築する。
- 【都】 国から要請があった場合に備えて、都内におけるワクチンの円滑な供給体制を構築する。
- 【区】 ワクチン供給計画を作成し、ワクチンの必要数をあらかじめ試算する。

## イ 特定接種

- ① 国からの協力依頼に基づき、自ら接種体制を確保することが困難な登録事業者に対し、医師会等と連携し、接種体制を検討する。【保健衛生部】
- ② 特定接種対象業務に従事する区職員の接種体制を構築する。【総務部、保健衛生部】

## ウ 住民接種

- ① 医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の確保や接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。【保健衛生部】
- ② 政府行動計画に示されている区分（i 医学的ハイリスク者、ii 小児、iii 成人・若年者、iv 高齢者）ごとの接種対象者をあらかじめ試算する。【保健衛生部】
- ③ 文京区民が他の自治体で接種する場合、または、他自治体の住民が文京区で接種する場合についての具体的な手続き及び実施方法を検討する。【保健衛生部】

## (6) 医療

新型インフルエンザ等の発生に備え、地域における医療提供体制の整備等を促進する。

### ア 地域医療体制の整備等

- ① 医療機関等に、区の新型インフルエンザ等への対策の周知を図るとともに、関係機関間の情報共有を推進する。【保健衛生部】
- ② 医療体制検討会議を開催し、関係機関間の情報共有及び連携体制を構築するとともに、各医療機関の診療継続計画（BCP）及び地域医療のBCPの策定等を促進する。  
また、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、入院・外来・診療科目ごとの医療機関受入体制を整理する。【保健衛生部】
- ③ ブロック協議会等を活用し、人工呼吸管理が必要な患者や小児の重症患者の受け入れにおける連携、地域における医療確保計画の作成等、広域的な医療体制の整備を促進する。  
【保健衛生部】
- ④ 都内感染期における夜間（準夜帯）・休日の外来診療について、輪番制・応援体制など状況に応じた医療体制を整備する。【保健衛生部】
- ⑤ 社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。【保健衛生部】

イ 一般医療機関

- ① 内科・小児科等、通常の季節性インフルエンザの診療を行う全ての一般医療機関において院内感染防止対策が進むよう、新型インフルエンザ等に関する知見等の情報提供を行う。  
【保健衛生部】

ウ 医療資器材の確保等

- ① 国や都の抗インフルエンザウイルス薬の備蓄状況を確認するとともに、新型インフルエンザ等発生時の薬剤の流通経路や処方方法について、都、医師会、薬剤師会等と協議する。  
【保健衛生部】
- ② 新型インフルエンザ等の診療を行う医療機関に配付できるよう个人防护具（PPE）等を備蓄しておく。【保健衛生部】

エ 移送

- ① 入院勧告した際に、患者を感染症指定医療機関に移送する体制について、都、民間搬送事業者と協議する。実施にあたっては、都内保健所共通の仕組みで契約や依頼ができるよう調整を進めていく。また、都（福祉保健局）と東京消防庁との間で調整された内容について、区内消防署と情報を共有する。【保健衛生部】

(7) 区民生活及び経済活動の安定の確保

高齢者、障害者等要援護者への支援や火葬能力等について事前に把握、検討しておくなど、新型インフルエンザ等の発生時の区民生活の安定の確保のため、準備を行う。

- ① 高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送等の対応等について、要援護者の把握とともにその具体的手続を決めておく。  
【福祉部、保健衛生部】
- ② 都や他自治体と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。【総務部、区民部、福祉部、保健衛生部】

## 2 海外発生期

### < 海外発生期 >

- 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
- 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態
- 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況

### < 目的 >

- 1 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、都内発生の遅延と早期発見に努める。
- 2 都内発生に備えて体制の整備を行う。

### < 対策の考え方 >

- 1 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、病原性・感染力等が高い場合を想定して、対応する。
- 2 対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 3 患者を早期に発見できるよう、区内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。
- 4 海外での発生状況について注意喚起するとともに、都内で発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関等、事業者及び区民に準備を促す。
- 5 医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確認、医薬品提供体制の確立、区民生活及び経済活動の安定のための準備、特定接種の協力等、都内発生に備えた体制整備を急ぐ。

### (1) サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等の感染拡大をできる限り遅らせるとともに、新型インフルエンザウイルス等の特徴の分析や患者の臨床像を把握するため、患者の全数把握が必要になる。

また、感染地域からの帰国者・入国者や接触者以外の患者を早期探知するため、感染拡大の早期探知が必要であり、保育所や学校等における集団発生の探知を強化することが重要である。

このため、平常時において通年実施しているサーベイランスに加え、発生時は臨時

的にサーベイランスを追加し、強化する。

- ① 東京感染症アラートに基づき、感染症アラートの検査基準に該当する、新型インフルエンザが疑われる患者の全数をウイルス検査するとともに、ウイルス検査を伴うクラスター（集団）サーベイランスを実施する。【保健衛生部】
- ② 都、感染症指定医療機関、保健所等の関係機関を結ぶ感染症健康危機管理情報ネットワークシステムを活用し、新型インフルエンザ等の情報を迅速・効率的に共有する。【保健衛生部】

## (2) 情報提供・共有

対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。

また、新型インフルエンザ等に関する情報の混乱を防止するため、区民及び事業者等へ海外での発生状況を迅速かつ正確に情報提供するとともに、感染予防策、相談体制等について、様々な広報媒体を活用した広報を行う。

### ア 区民等への情報提供

- ① 個人レベルでの感染予防策や、新型インフルエンザ等に感染したことが疑われる場合に医療機関を受診する際の手順等についての周知を強化する。【企画政策部、保健衛生部】
- ② 発生状況などWHOや国の最新情報を、区のホームページやツイッターなどの広報媒体のほか関係団体等の協力を得て、区民や事業者等に情報提供し、発生地への渡航者や帰国者に注意喚起を行う。【企画政策部、保健衛生部、各部】
- ③ 区民及び事業者等に感染拡大防止策の協力を求めること、政府が緊急事態を宣言した場合は必要に応じて特措法に基づき施設使用や催物の自粛要請、制限があり得ることを事前に周知し、理解を求める。【企画政策部、総務部、保健衛生部】
- ④ 学校、社会福祉施設に都内感染期や政府の緊急事態宣言時の区への対応の情報提供を行う。【総務部、福祉部、男女協働子育て支援部、保健衛生部、教育推進部】
- ⑤ 情報が伝わりにくい高齢者や障害者、外国人などに対しては、関係団体等の協力を得て情報提供するなど留意する。【保健衛生部、各部】

### イ 情報共有

- ① 国内発生に備え、国・都等の情報を収集し、必要に応じ区対策本部を設置するなど、区の方針等を検討する。【総務部、保健衛生部】
- ② 都内感染期や政府が緊急事態を宣言した場合の具体的な対応及び対応の周知方法等を確認する。【各部】



## ＜2 海外発生期＞

- ③ 各関係団体等の対応について共有する。必要に応じ区対策本部においても情報を集約する。  
【各部、総務部、保健衛生部】
- ④ 新型インフルエンザ等の国内発生以後及び政府の緊急事態宣言時の以下の事項を確認するとともに対応をお知らせ等により関係者に事前周知する。【各部】
- ・コミュニティバスの運行【区民部】
  - ・区民施設等の施設貸出、催物の開催などの運営管理【各部】
  - ・学校、社会福祉施設等の運営管理【福祉部、保健衛生部、教育推進部】
  - ・学校保健安全法等に基づく対応方針【男女協働子育て支援部、保健衛生部、教育推進部】
  - ・清掃工場や資源の搬入先等の対応について委託事業者と確認【資源環境部】
  - ・その他各部業務の具体的な対応【各部】

### (3) 区民相談

海外において新型インフルエンザが発生した段階で、新型インフルエンザに感染した疑いのある者に対し、受診先となる新型インフルエンザ専門外来の案内及び受診時の注意事項等の説明を行うとともに、区民や事業者等からの保健医療に関する一般相談に対応する。

- ① 相談対応体制に基づき、保健所に相談センターを速やかに開設する。【保健衛生部】
- ② 夜間・休日の保健所閉庁時間帯においては、都内保健所と共同で窓口を設置し、都・区・市保健所の職員が輪番で対応する。【保健衛生部】
- ③ 区民に対し相談センター等の周知を徹底する。【保健衛生部】
- ④ 新型インフルエンザの感染が疑われる患者が相談センター等を介さずに直接一般医療機関を受診することがないように、相談センター等の役割を含め、新型インフルエンザ専門外来へとつなげる受診方法について、迅速かつ的確に周知する。【保健衛生部】

### (4) 感染拡大防止

区民や事業者に対して、感染予防策の周知を図るとともに、医療関係者等に標準予防策等の徹底を呼び掛ける。

学校にも、都内で発生した場合に備え、臨時休業等対応手順の確認を行うよう呼びかける。

- ① 区内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告措置等）や患者の家族・同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。【保健衛生部】

## ＜ 2 海外発生期 ＞

- ② 学校、社会福祉施設等は、マニュアル等によりマスク着用、咳エチケット、手洗い等の徹底など感染予防策について確認する。【福祉部、男女協働子育て支援部、教育推進部】
- ③ 学校、社会福祉（通所）施設等は、区内での発生に備え、国の基本的対処方針や都の対応方針を踏まえた臨時休業の基準を検討する。【福祉部、男女協働子育て支援部、教育推進部】
- ④ 国内で発生以降、発生段階に応じて国の基本的対処方針や都の対応方針を踏まえ、区民や事業者に対し、不要不急の外出の自粛等の呼び掛けや発熱等の症状がある施設利用者の利用制限など、感染拡大防止策の協力を求めることを周知する。【企画政策部、総務部、保健衛生部】
- ⑤ 必要に応じて、区内医療機関に個人防護具（PPE）を配付する。【保健衛生部】

## (5) 予防接種

### ア 特定接種

国の接種実施の決定を受け、接種対象業務に従事する区職員に対して、ワクチン接種を行う。

また、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全に関する情報、相談窓口の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

- ① 事前に取り決めた接種体制に基づき、対象となる区職員に対して、速やかに接種を実施する。【総務部、保健衛生部】
- ② 国、都などが示す情報や知見に基づき、接種に必要な情報を区のホームページやツイッターなどを利用して周知する。【保健衛生部】
- ③ 登録事業者における特定接種の進捗状況の情報を収集する。【保健衛生部】

### イ 住民接種

事前に取り決めた接種方法（接種場所や人員確保など）に基づき、円滑に住民接種を実施できるよう、準備を開始する。

- ① 医師会、事業者、学校関係者等と具体的な協議を開始し、接種方法の確認及び調整を行う。【保健衛生部】

## (6) 医療

新型インフルエンザ専門外来の速やかな開設と新型インフルエンザ<sup>り</sup>の罹患が疑われる患者の受入れについて、区内の感染症診療協力医療機関に要請する。感染症診療協力医療機関は、速やかに専門外来を開設する。

専門外来は、新型インフルエンザの感染が疑われる患者から採取した検体を保健所に速やかに提出する。保健所は東京感染症アラートに従い、ウイルス検査を行う東京都健康安全研究センターに検体を搬入する。専門外来の受診者は、新型インフルエンザ相談センターからの紹介に限定するため、区民には専門外来の開設場所を非公開とする。

専門外来は、ウイルス検査の結果が出るまでの間、必要に応じて患者を院内に留め置く。ウイルス検査の結果、陽性と判明した場合、保健所は、感染症法に基づき、患者を入院勧告の対象とし、感染症指定医療機関に移送する。

専門外来を有しない一般医療機関を患者が受診する可能性があるため、一般医療機関に対しても、同様の対応について周知する。

- ① 勧告入院や患者の移送に対応する職員が使用する个人防护具（PPE）などの医療資器材等について、都からの配布スケジュール等を確認する。【保健衛生部】
- ② 院内感染防止策等、必要な情報を医療機関に提供する。【保健衛生部】
- ③ 都と協力し、新型インフルエンザ専門外来を開設する医療機関の受入体制や緊急連絡先等を確認する。【保健衛生部】
- ④ 東京都健康安全研究センターへの検体の搬入にあたって、搬入事務に従事する職員の体制及び庁有車の確保等準備を開始する。【総務部、保健衛生部】

## (7) 区民生活及び経済活動の安定の確保

食料・生活必需品の消費活動の動向を把握し、適切な行動を呼び掛ける。

- ① 都内感染期以降に特に不足が予想される食料・生活必需品の確保を東京都から業界団体（生産者、卸売業者、小売業者、流通業者、運輸業者など）を通じて要請があった場合は、確保に努めるよう区内当該業者等に周知する。【区民部】
- ② 外出自粛する高齢者等の食料・生活必需品の調達について、関係団体を通じ、これに努めるよう区内当該業者等に要請する。【区民部】
- ③ 社会福祉施設等に対し、通所サービス等を休止した場合における緊急性の高い利用者のリスト作成を要請する。【福祉部】
- ④ 社会福祉施設等に対し情報提供を行なうとともに、対策の確認及び感染防止に努めるよう要請する。【福祉部、保健衛生部】

### 3 国内発生早期

#### < 国内発生早期 >

○ 東京都以外のいずれかの道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態  
(都内では新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態)

※都内で患者が発生した場合は速やかに都内発生早期段階に移行する。

#### < 目的 >

- 1 都内での発生に備えた体制の整備を行う。
- 2 発生道府県からの情報収集を行い、患者に適切な医療を提供する。

#### < 対策の考え方 >

- 1 都内での発生に備え、国内での感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。
- 2 医療体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、都民への積極的な情報提供・相談対応を行う。
- 3 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぐ。

#### (1) サーベイランス・情報収集

平常時において、通年実施しているサーベイランスに加え、引き続き、臨時的にサーベイランスを実施する。

- ① 引き続き、東京感染症アラートに基づき、感染症アラートの検査基準に該当する、新型インフルエンザが疑われる患者の全数をウイルス検査するとともに、ウイルス検査を伴うクラスター（集団）サーベイランスを実施する。【保健衛生部】

#### (2) 情報提供・共有

他の道府県で発生した新型インフルエンザ等に関する情報、発生状況等を迅速かつ正確に入手し区民及び事業者等へ情報提供するとともに、感染予防策、相談体制等について、様々な媒体を活用した広報を行う。

##### ア 区民等への情報提供

- ① 国内での新型インフルエンザ等の発生及び政府対策本部の国内発生早期への対策の移行について、区民、事業者等、関係団体、社会福祉施設等に周知する。【企画政策部、総務部、保健衛生部】

- ② 最新情報を区のホームページやツイッターなどの広報媒体のほか関係団体等の協力を得て、広く情報提供し、感染予防策の励行を呼び掛け、都内感染期や政府の緊急事態宣言時の対応の準備を促す。【企画政策部、総務部、保健衛生部、各部】
- ③ 情報が伝わりにくい高齢者や障害者、外国人などに対しては、関係団体等の協力を得て情報提供するなど留意する。【保健衛生部、各部】

## イ 情報共有

- ① 都内発生に備え、国・都等の情報を収集し、必要に応じ区対策本部を設置するなど、区の方針等を検討する。【総務部、保健衛生部】
- ② 新型インフルエンザが区内で発生した場合の保健所等への連絡体制など、学校、社会福祉施設と再確認する。【総務部、福祉部、男女協働子育て支援部、保健衛生部、教育推進部】

## (3) 区民相談

引き続き、相談センターにおいて、新型インフルエンザ等に感染した疑いのある者に対し、受診先となる新型インフルエンザ専門外来の案内及び受診時の注意事項等の説明を行うとともに、区民等からの保健医療に関する一般相談に対応する。

- ① 引き続き、相談センターにおいて、専門外来の案内、保健医療に関する一般相談等に対応する。【保健衛生部】
- ② 保健医療に関する一般相談については、準備が整い次第、民間のコールセンターに業務委託する。【保健衛生部】
- ③ 夜間・休日の保健所閉庁時間帯における都内保健所共同設置の窓口にも、引き続き職員を派遣し、輪番で対応するが、民間のコールセンターに委託後は、専門外来の案内に特化した対応を行う。【保健衛生部】
- ④ 区民や事業者等からの問い合わせ等に対応するとともに、適切な相談場所に誘導する。【各部】

## (4) 感染拡大防止

学校、保育施設、高齢者施設等の社会福祉施設等に対し、感染予防策についての情報を適切に提供し、感染予防を徹底するよう呼び掛ける。

- ① 学校、社会福祉施設等は、マニュアル等によりマスク着用、咳エチケット、手洗い等の徹底など感染予防策について確認する。【福祉部、男女協働子育て支援部、教育推進部】

### < 3 国内発生早期 >

- ② 区の施設において、窓口職員のマスク着用、消毒剤の設置、ポスターの掲出、出入口の制限等、施設の感染対策を実施する。【施設管理部、各部】
- ③ 感染者の重症度等を国や都から情報収集し、都内発生後の区の感染拡大防止策の対応レベルを検討する。また、感染リスクが高い施設について、国や都の方針に基づき区の方針等を決定し、都内発生時の対応を準備する。【総務部、保健衛生部、各部】
- ④ 必要に応じて、区内医療機関に個人防護具（PPE）を配付する。【保健衛生部】

## (5) 予防接種

接種対象の区職員への特定接種が終了していない場合は、引き続きワクチン接種を行う。

住民接種については、事前に取り決めた接種方法（接種場所や人員確保など）に基づき、円滑に実施できるよう、準備を進める。

緊急事態宣言が行われている場合は、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

## (6) 医療

新型インフルエンザ専門外来において、新型インフルエンザの罹患が疑われる患者の受入れを引き続き行う。

- ① 患者の増加に備え、新型インフルエンザ患者に対応する病床確保に向けた院内調整を開始するよう、感染症入院医療機関をはじめとする一般医療機関に要請する。【保健衛生部】
- ② 院内感染防止策等、必要な情報を引き続き医療機関に提供する。【保健衛生部】

## (7) 区民生活及び経済活動の安定の確保

食料・生活必需品の安定供給、ライフライン等の維持、高齢者や障害者等の要援護者への支援やごみ処理等について、都内での発生、流行に備えた準備を依頼する。

- ① ごみ処理について、都内感染期に備えた準備をする。【資源環境部】
- ② 高齢者や障害者等の要援護者への支援について、都内感染期に備えた準備をする。【福祉部、保健衛生部】
- ③ 高齢者・障害者対象の社会福祉施設等に、通所サービス等を休止した場合における緊急性の高い利用者に対する対応の確認を行うよう要請する。【福祉部、保健衛生部】

< 3 国内発生早期 >

- ④ 食料品・生活関連物資等の消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて適切な行動を呼び掛ける。【区民部】
- ⑤ 社会福祉施設（入所）事業者に対して、食料・日用品備蓄の強化を要請する。【福祉部】
- ⑥ 訪問サービス事業者に事業を継続するための体制確保について要請する。【福祉部、保健衛生部】

## 4 都内発生早期

### < 都内発生早期 >

○ 都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

※国内発生早期と都内発生早期が同時となる場合がある。

### < 目的 >

- 1 都内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2 患者に適切な医療を提供する。
- 3 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

### < 対策の考え方 >

1 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。都内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、政府が都内を対象区域として緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染拡大防止策等をとる。

2 医療提供体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、区民への積極的な情報提供を行う。

3 都内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、国内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。

4 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関等を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関等での院内感染防止対策を実施する。

5 都内感染期への移行に備えて、医療提供体制の確保、区民生活及び区民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。

6 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整い次第、実施する。

### (1) サーベイランス・情報収集

平常時において、通年実施しているサーベイランスに加え、引き続き、臨時的にサーベイランスを実施する。

- ① 引き続き、東京感染症アラートに基づき、感染症アラートの検査基準に該当する、新型インフルエンザが疑われる患者の全数をウイルス検査するとともに、ウイルス検査を伴うクラスター（集団）サーベイランスを実施する。【保健衛生部】



## (2) 情報提供・共有

都内発生早期の状況について迅速に情報収集・入手し都内発生の対応及び都内感染期に備えた準備するとともに、区民や事業者等に対し、患者等の発生状況、感染予防策、相談体制等についての最新の情報提供を行う。

### ア 区民等への情報提供

- ① 都内での新型インフルエンザ等の発生を区民、事業者等、関係団体、社会福祉施設等に周知し、感染拡大防止のために標準予防策の励行を呼び掛ける。【企画政策部、総務部、保健衛生部】
- ② 発生状況など最新情報を区のホームページやツイッターなどの広報媒体のほか、関係団体等の協力を得て区民や事業者等に情報提供し、風評等による混乱防止を図る。【企画政策部、総務部、保健衛生部】
- ③ 患者等の個人情報の取扱いについては、患者等の人権に十分配慮するとともに、報道発表の際は誹謗中傷、風評被害を惹起しないよう留意し、混乱が生じることのないよう留意する。【企画政策部、総務部、保健衛生部】
- ④ 事業者等には職場での感染拡大防止策の徹底を依頼する。【保健衛生部】
- ⑤ 政府が緊急事態宣言をした場合は、施設の使用制限や催物の開催制限の要請等もあり得ることを事前に周知する。【企画政策部、総務部、保健衛生部】
- ⑥ 情報が伝わりにくい高齢者や障害者、外国人などに対しては、関係団体等の協力を得て情報提供するなど留意する。【保健衛生部、各部】

### イ 情報共有

- ① 区対策本部として情報を一元的に管理し、情報を集約するとともに、ホームページやツイッター等を活用したリアルタイムの情報提供を強化する。【企画政策部、総務部、保健衛生部】
- ② 区内の社会福祉施設、学校から、定期的に状況報告を受け、必要な対応を検討する。【総務部、福祉部、保健衛生部】

## (3) 区民相談

引き続き、相談センターにおいて、新型インフルエンザ等に感染した疑いのある者に対し、受診先となる新型インフルエンザ専門外来の案内及び受診時の注意事項等の説明を行うとともに、区民等からの保健医療に関する一般相談に対応する。

また、健康相談以外の様々な問合せが考えられるため、相談の多い問合せ窓口一覧を作成し、ホームページに公表し、各局に寄せられた相談内容を対策本部で共有し、必要な対応を講じる。

- ① 相談センターにおける対応を継続するが、都が作成する相談業務のQ&Aの準備が整い次第、保健医療に関する一般相談については、民間のコールセンターに業務委託する。【保健衛生部】
- ② 夜間・休日の保健所閉庁時間帯における都内保健所共同設置の相談センターについては、引き続き職員を派遣し、輪番で対応するが、民間のコールセンターに委託後は、専門外来の案内に特化した対応を行う。【保健衛生部】
- ③ 高齢者、障害者及びその家族からの電話相談体制を敷く。【福祉部、保健衛生部】
- ④ 保育園、児童館、育成室、区立学校（園）等の臨時休業をはじめ、新型インフルエンザ等の発生の影響が考えられる区の業務について、問い合わせへの対応は各部が行う。【男女協働子育て支援部、教育推進部、各部】
- ⑤ 複数の問い合わせに一定程度は回答でき、適切な問い合わせ先を案内できるよう、相談の多い問い合わせについては対応窓口一覧を作成し、ホームページに掲載して公表する。【企画政策部、各部】
- ⑥ 各課に寄せられた区民や事業者等からの相談内容を対策本部等で共有し、必要な対策を講じる。【企画政策部、総務部、保健衛生部】

#### (4) 感染拡大防止

学校や高齢者施設等の社会福祉施設等に対し、感染予防策を徹底するよう呼び掛ける。関係団体等を経由し、又は直接、区民、事業所及び社会福祉施設等に対し、正確な情報を提供し、感染予防策の励行や従業員の健康管理等を勧奨する。

また、区立施設において、率先して感染予防策を実施する。

- ① 区立学校（園）、保育園等において、新型インフルエンザ等の感染の疑い又は新型インフルエンザ等と診断された幼児・児童・生徒等への対応について、保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに、マスクの着用など感染拡大防止に努める。【男女協働子育て支援部、教育推進部】
- ② 集団発生が見られた場合は、発症者の状況確認、幼児・児童・生徒の健康観察、臨時休業などの措置を講じる。【男女協働子育て支援部、教育推進部】

#### < 4 都内発生早期 >

- ③ 区立学校（園）、保育園等での流行が確認された場合は、当該施設内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、行事の自粛及び臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講じる。【男女協働子育て支援部、教育推進部】
- ④ 区民等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業者に対し、症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨及び職場における感染予防策の徹底を要請する。【各部】
- ⑤ 国の基本的対処方針等や感染状況を踏まえ、感染リスクが高い施設に対する感染拡大防止策（発熱等の症状がある人の入場禁止、施設の使用制限及び休業）の協力を要請する。また、区民に不要不急の外出の自粛を呼び掛ける。【企画政策部、保健衛生部】
- ⑥ 区の施設及び区が主催する催物において、率先して、発熱等の症状がある人の利用制限、マスク着用の徹底、施設の使用や催物の開催の制限や休止を行う。施設の利用方法や催物の変更内容の周知を徹底し、一部のサービスが低下することの理解と協力を依頼する。【企画政策部、総務部、保健衛生部】
- ⑦ 関係団体及び区の施設内で業務を行う事業者には、各施設で行う感染拡大防止策の協力を依頼する。【企画政策部、保健衛生部、施設管理部、各部】
- ⑧ 都からの要請及び区対策本部の決定に基づき、社会福祉施設に体調不良な方の利用制限を行うよう要請する。【福祉部、保健衛生部】
- ⑨ 区内における新型インフルエンザ等患者の発生時において、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告措置等）や患者の家族・同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、健康観察の実施、有症時の対応指導等）を行う。【保健衛生部】
- ⑩ 必要に応じて、区内医療機関に個人防護具（PPE）を配付する。【保健衛生部】
- ⑪ 下記の事項について、必要に応じ実施する。
  - ・関係団体に対して各種行事の自粛要請【区民部、アカデミー推進部】
  - ・区民や事業者等に区民施設等の使用自粛を要請【各部】
  - ・利用者に区立社会福祉（通所）施設利用の自粛を要請【福祉部、男女協働子育て支援部、保健衛生部】
  - ・民間の事業者に対して利用者への利用自粛を周知するよう依頼【福祉部、男女協働子育て支援部、保健衛生部】
  - ・行事等の中止【各部】

## (5) 予防接種

接種対象の区職員への特定接種が終了していない場合は、引き続きワクチン接種を行う。

住民接種については、事前に取り決めた接種方法（接種場所や人員確保など）に基づき、円滑に実施できるよう、引き続き準備を進める。

緊急事態宣言が行われている場合は、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

## (6) 医療

新型インフルエンザ専門外来を開設し、新型インフルエンザの罹患が疑われる相談センターからの紹介患者の受け入れを引き続き行う。

保健所が入院勧告した際には、感染症指定医療機関は、感染症病床に患者を受け入れる。

- ① 医療機関等に対し、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報、国及び都の動向を踏まえた区の方針を迅速に提供し、専門医療機関（感染症指定医療機関、感染症診療協力医療機関及び感染症入院医療機関）との連絡体制を強化する。【保健衛生部】
- ② 患者の増加に備え、人工呼吸管理が必要な患者や小児の重症患者の受け入れ等において、ブロック協議会において事前に策定した地域医療確保計画に基づき、広域的に連携を図るよう医療機関に要請する。【保健衛生部】
- ③ 事前に確認した入院・外来・診療科目ごとの医療機関受入体制に基づき、医療機関間の連携及び医療提供を進めるよう医療機関に要請する。【保健衛生部】
- ④ 都内感染期における夜間（準夜帯）・休日の外来診療について、医師会や薬剤師会と連携し、輪番制・応援体制などの実施準備を進める。【保健衛生部】
- ⑤ 入院勧告した際には、発生した新型インフルエンザ等の感染性や病原性、患者の症状や全身状態などを勘案し、東京消防庁又は民間搬送事業者に依頼して感染症指定医療機関に移送する。ただし、東京消防庁に移送を依頼する場合は、都（福祉保健局）に調整を依頼する。【保健衛生部】
- ⑥ 院内感染防止策等、必要な情報を引き続き医療機関に提供する。【保健衛生部】

## (7) 区民生活及び経済活動の安定の確保

食料・生活必需品の安定供給、ライフライン等の維持、高齢者や障害者等の要援護者への支援やごみ処理等について、都内での流行に備えた準備を依頼する。

#### < 4 都内発生早期 >

また、火葬場の火葬能力の限界を超えた場合、遺体を一時的に收容するため、臨時医療施設とは別の公共施設を使用する準備を行う。

- ① 外出自粛する高齢者等の食料・生活必需品の調達について、関係団体を通じ、これに努めるよう区内当該業者等にあらためて要請する。【区民部】
- ② 関係団体に、地域の単身高齢者、高齢者のみの世帯、障害者について安否確認を要請する。【福祉部、保健衛生部】
- ③ 社会福祉施設（通所）等に対し、施設の利用自粛要請により在宅となった利用者の状況について早急に電話確認を行なうよう要請する。【福祉部、保健衛生部】
- ④ 在宅で緊急性の高い利用者について、訪問サービスが利用できるよう事業者等に要請する。【福祉部】
- ⑤ 区民及び事業者等にごみ排出抑制を要請する。【資源環境部】
- ⑥ 遺体の一時收容所の確保及び適切な運用を検討する。【総務部、区民部、福祉部、保健衛生部】

## 5 都内感染期

### < 都内感染期 >

○ 都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）

### < 目的 >

- 1 医療提供体制を維持する。
- 2 健康被害を最小限に抑える。
- 3 区民生活及び経済活動への影響を最小限に抑える。

### < 対策の考え方 >

- 1 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、都内発生早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は引き続き実施する。
- 2 状況に応じた医療提供体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、区民一人ひとりがとるべき行動について理解できるよう、積極的な情報提供を行う。
- 3 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減する。
- 4 医療提供体制の維持に全力を尽くし、患者が適切な医療を受けられるようにして、健康被害を最小限にとどめる。
- 5 欠勤者の増大が予測されるが、区民生活・経済活動の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 6 住民接種については、体制が整い次第速やかに実施する。
- 7 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

### (1) サーベイランス・情報収集

都内感染期には、患者数は増加しており、これまでのサーベイランス等で患者の臨床像等の情報は十分蓄積されている。このため、患者の全数把握の必要性は低下し、医療現場の負担も過大となることから、重症者及び死亡者に限定した情報収集が重要となる。

- ① 東京感染症アラートによる全数検査の中止  
地域での流行が拡大した時点で、新型インフルエンザ専門外来を中止するとともに、東京感染症アラートによる全数検査を中止する。【保健衛生部】
- ② クラスタ（集団発生）サーベイランスの中止  
地域での流行が拡大し患者報告数が増加した（定点医療機関当たり患者報告数1.0人（週）を超えた）時点で、クラスタサーベイランスに伴うウイルス検査を中止する。【保健衛生部】
- ③ 入院サーベイランスにより、重症化リスクの程度を把握する。【保健衛生部】

## (2) 情報提供・共有

都内感染期への移行、入院医療体制の転換など新たな対応について、迅速かつ正確に情報入手・収集するとともに、医療提供体制が一般医療提供体制に切り替わるため、医療機関への受診方法等の情報提供を行う。

食料・生活必需品等に関する情報など、多様な広報手段を活用して情報提供を行い、社会不安の解消及びパニック防止に努める。

### ア 区民等への情報提供

- ① 都内の対策を「都内感染期」に切り替えること、流行の警戒を呼び掛け、感染予防策の徹底、不要不急の外出や催物等の自粛など、感染拡大防止策の一層の協力を呼び掛ける。【企画政策部、総務部、保健衛生部】
- ② 発生状況や、医療機関の受診のルールの変更など最新情報を区の広報媒体のほか、関係団体等の協力を得て、区民に情報提供し、風評等による混乱防止を図る。【企画政策部、総務部、保健衛生部】
- ③ 事業者に対して、事業者団体の連絡会の開催や、ファクシミリ等により情報提供し、職場での感染拡大防止策の徹底、利用者への感染予防の呼び掛け、催物等の自粛等を呼び掛ける。【保健衛生部、各部】
- ④ 情報が伝わりにくい高齢者や障害者、外国人などに対しては、関係団体等の協力を得て情報提供するなど留意する。【保健衛生部、各部】

### イ 情報共有

- ① 区対策本部として情報を一元的に管理し、情報を集約するとともに、ホームページやツイッター等を活用したリアルタイムの情報提供を強化する。【企画政策部、総務部、保健衛生部】

- ② 区内の社会福祉施設、学校から、速やかに状況報告を受け、必要な対応策を強化する。【総務部、福祉部、教育推進部、保健衛生部】
- ③ 患者等の個人情報の取扱いについては、引き続き、患者等の人権に十分配慮し、誹謗中傷、風評被害を惹起しないよう留意する。【総務部、保健衛生部】

### (3) 区民相談

新型インフルエンザ専門外来の設置を終了した後も、引き続き、相談センターで区民等からの保健医療に関する一般相談に対応する。相談体制は、病原性や感染力、一般医療機関での受入れ体制の整備、相談件数など、状況に応じて変更する。

また、区民や事業者等に対し、学校の臨時休業をはじめ、集会等の自粛、区が実施するイベント等の実施方法の変更や延期又は中止など、新型インフルエンザ等の発生の影響を受ける事業について、相談体制を強化する。

- ① 相談センターにおける保健医療に関する相談対応については引き続き平日昼間は区が委託する民間のコールセンターを中心に、休日・夜間は都が民間のコールセンターへ委託し対応する。【保健衛生部】
- ② 新型インフルエンザ専門外来の終了に伴い、相談センターは新型インフルエンザ専門外来への振り分けを終了する。【保健衛生部】
- ③ 新型インフルエンザ等の発生により、イベントの開催や施設の利用等が変更になったものについては、区のホームページなどに情報を再掲して集約するなど、重要な情報発信は複数で行い、利用者への周知を図る。【企画政策部、各部】
- ④ 区民からの相談について、都の相談体制の変更や、区に寄せられる相談内容の変化を踏まえ、相談体制を変更する。【企画政策部、各部】

### (4) 感染拡大防止

患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった段階で、都内感染期へ移行するため、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）を中止し、広く区民や事業者等に対し、感染拡大防止策の協力を依頼する。

なお、政府対策本部が都内を対象区域として緊急事態を宣言したときは、都の要請・指示を受けて、区民の不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限等を行う

- ① 区立学校（園）、保育園等での流行が確認された場合は、必要に応じ、行事の自粛及び臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講じる。【男女協働子育て支援部、教育推進部】



- ② 区民及び事業者等に対し、不要不急の外出自粛や時差出勤等の感染予防策を強く勧奨する。また、当該感染症の症状の認められた場合には健康管理・受診の勧奨をする。【企画政策部、保健衛生部、各部】
- ③ 集客施設の管理や催物を主催する事業者には、発熱等の症状がある人の利用制限、マスク着用の徹底、施設の使用や催物の開催の制限や自粛を呼び掛ける。【企画政策部、総務部、保健衛生部、各部】
- ④ 家庭から出る感染性のごみへの対応について、区民への周知を図るとともに、職員への対応の徹底を図る。【資源環境部】
- ⑤ 区は職員体制確保のための方策を講じる。また、様々なサービスが平常時より低下することの理解と協力を依頼する。【企画政策部、総務部、保健衛生部、各部】

## (5) 予防接種

住民接種について、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

また、緊急事態宣言が行われている場合においては、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を進める。

- ① 必要なワクチン量の納品が可能であることを医薬品卸業者に確認した上で、集団的接種実施のスケジュール、会場、スタッフ（医療従事者・区職員）等を確定する。【保健衛生部】
- ② 政府行動計画に示されている接種対象者区分（i 医学的ハイリスク者、ii 小児、iii 成人・若年者、iv 高齢者）ごとに接種日時及び接種会場を指定し、実施する。【保健衛生部】
- ③ 指定された日時に接種できない（かった）者への対応、住民接種に関する一般的な相談等については、対応方法をマニュアル化した上で、民間のコールセンターに委託する。【保健衛生部】
- ④ 介護保険施設等での集団的接種についても、同様の基準で実施する。【保健衛生部】
- ⑤ 在宅療養患者等で個別接種が必要な者に対して、在宅療養支援診療所等の協力を得て、自宅等での接種を行う。【保健衛生部】
- ⑥ 住民接種の実施方法について、ホームページの公表やリーフレットの配布を行い、混乱を来たさないよう、理解と協力を求める。【保健衛生部】

(6) 医療

<保健医療に関する対策の細分類>

都内感染期における対策の趣旨は、流行のピークをできるだけ低くして、医療システムの破綻を回避し、新型インフルエンザ患者の健康被害を最小限に抑えることである。入院勧告体制を解除し、軽症患者の外来診療と、重症度に応じた入院医療への転換を行う。

このため、都内感染期においては、通常の体制で入院患者の受入れが可能な「都内感染期・第一ステージ（通常の院内体制）」から、特段の措置により病床を確保する「都内感染期・第二ステージ（院内体制の強化）」、「都内流行期・第三ステージ（緊急体制）」の3つに細分類し、記載する。

新型インフルエンザ等の診療を特別な医療提供体制で行うのではなく、内科や小児科など通常インフルエンザの診療を行う全ての医療機関で担うことになる。

このため、患者は新型インフルエンザ相談センターを介さずに、直接受診する。入院が必要と判断された新型インフルエンザ等の患者についても、通常の感染症診療を行う全ての医療機関が受け入れる。

<第一ステージ（通常の院内体制）>

患者の接触歴が疫学調査で追えなくなり、入院勧告体制が解除された状態

- ① 医療機関等に対し、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報や、国や都の方針、入院医療体制の変更を迅速に伝達する。【保健衛生部】
- ② 新型インフルエンザ等の患者の外来診療については、原則として、かかりつけ医が対応する。  
かかりつけ医において入院治療が必要と判断した場合には、重症度に応じて受入れが可能な医療機関への紹介又は搬送を行うよう、医療機関に周知する。【保健衛生部】
- ③ 一般病床を有する全ての医療機関が、医療機能に応じて新型インフルエンザ等の患者の入院受入を行い、とりわけ感染症入院医療機関は、あらかじめ都に登録した病床数に応じて、円滑に患者を受け入れるよう、医療機関に周知する。【保健衛生部】
- ④ 重症患者受入可能医療機関の機能を確保するため、区民に対し、外来診療についてはかかりつけ医への受診を促すなど協力を要請する。【保健衛生部】
- ⑤ 抗インフルエンザウイルス薬の流通在庫情報の把握に努め、薬剤師会や医薬品卸業者の協力を得て、薬剤の効率的な分配と集約を図る。【保健衛生部】

< 第二ステージ（院内体制の強化） >

流行注意報発令レベル（10人／定点）を目安とし、入院サーベイランス等の結果から入院患者急増している状態。患者の接触歴が疫学調査で追えなくなり、入院勧告体制が解除された状態

- ① 都が入院医療機関に対して、通常の体制では入院受入れが困難となった場合に院内の医療スタッフの応援体制整備、入院期間の短縮や新規入院、手術の一部中止及び延期などの特段の措置を講じるよう要請した場合は、同要請を踏まえ、区内の入院受入体制の強化を図る。  
【保健衛生部】
- ② 入院・外来・診療科目等ごとの医療機関受入体制の把握（病院）、医療機関及び薬局の業務継続（閉鎖）状況の把握（医師会・薬剤師会）を行い、地域の医療機能維持を図る。【保健衛生部】
- ③ 夜間（準夜帯）・休日の外来診療について、医師会や薬剤師会に対し、輪番制・応援体制など臨時の対応を依頼する。【保健衛生部】

< 第三ステージ（緊急体制） >

流行警報発令レベル（30人／定点）を目安とし、更に定点上昇中、かつ入院サーベイランス等の結果から病床がひっ迫している状態

- ① 入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、都が都内医療機関の収容能力を超えたと判断し、既存の病床以外に各医療機関の敷地内（院内の食堂や講堂など）に臨時スペースを暫定的に確保し、備蓄ベッドなどを配置することにより更なる患者の収容を図るよう、医療機関へ要請した場合は、同要請を踏まえ、区内の患者受入体制の強化を図る。【保健衛生部】
- ② 引き続き、入院・外来・診療科目等ごとの医療機関受入体制の把握（病院）、医療機関及び薬局の業務継続（閉鎖）状況の把握（医師会・薬剤師会）を行い、地域の医療機能維持を図る。【保健衛生部】
- ③ 引き続き、夜間（準夜帯）・休日の外来診療について、医師会や薬剤師会に対し、輪番制・応援体制など臨時の対応を依頼する。【保健衛生部】

## (7) 区民生活及び経済活動の安定の確保

食料・生活必需品の安定供給、ライフライン等の維持、高齢者や障害者等の要援護者への支援やごみ処理等について、対応を要請する。

また、火葬場の火葬能力の限界を超えた場合、遺体を一時的に収容するため、臨時医療施設とは別の公共施設を使用する。

- ① 特に不足が予想される食料・生活必需品の確保について、都が業界団体（生産者、卸売業者、小売業者、流通業者、運輸業者など）を通じて要請したことを受けて、区内当該業者等にあらためて要請する。【区民部】
- ② コミュニティバス運行事業者と協議の上、バス運行の継続・縮小又は休止を要請する。【区民部】
- ③ 国・都から行政手続上の申請期限の延長が通知された場合は、速やかに周知し、区民の権利利益を保護する。【各部】
- ④ 区民生活を支える事業を継続できるよう、BCP等により、業務を実施する。【各部】
- ⑤ 事業活動に支障が生じた中小企業に対する資金計画や経営の相談対応を行う。【区民部】
- ⑥ 高齢者、障害者等の生活を支える訪問サービス事業者等に事業維持を要請するとともに、各事業者間の協働により人員体制を整備する。【福祉部、保健衛生部】
- ⑦ 各関係団体に、高齢者や障害者等の要援護者への支援について、協力依頼する。【各部】
- ⑧ 平常時のごみ処理の維持が困難な場合は、ごみの収集回数や処理について状況を把握し、区民及び事業者にごみの排出抑制について協力を要請する。【資源環境部】
- ⑨ 都及び他自治体と連携し、火葬の適切な実施ができるよう調整する。【総務部、区民部、福祉部、保健衛生部】
- ⑩ 遺体が多数となるような状況の時には、一時収容場所を確保するとともに適切な運用を図る。【総務部、区民部、福祉部、保健衛生部】

## 6 小康期

### < 小康期 >

- 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
- 大流行は一旦終息している状況

### < 目的 >

区民生活及び経済活動の回復を図り、流行の第二波に備える。

### < 対策の考え方 >

- 1 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、医療資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 2 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について区民に情報提供する。
- 3 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 4 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

### (1) サーベイランス・情報収集

平常時に通年実施しているインフルエンザサーベイランスを継続するが、特に新型インフルエンザ等の再流行及びウイルスの変異による病原性の変化に注意する必要がある。

- ① 新型インフルエンザ等の再流行を早期に探知するため、新型インフルエンザ等が再流行（1.0人/定点医療機関）するまでの間、クラスターサーベイランスを実施する。【保健衛生部】

### (2) 情報提供・共有

患者発生の状況や国の基本的対処方針の変更等を踏まえ、新型インフルエンザ等の第一波の終息を発表し、区民生活や経済活動の速やかな回復を図る。

また、第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供し、情報提供のあり方について評価し、必要な見直しを行う。

## ア 区民等への情報提供

- ① 都内の流行の終息を受け、対策を「小康期」に切り替え、不要不急の外出や催物等の自粛など感染拡大防止策を解除し、区民生活及び経済活動の速やかな回復を、区の広報媒体のほか、関係機関やメディアの協力を得て、区民や事業者に呼び掛ける。あわせて、第二波発生の可能性もあることから、それに備えることも呼び掛ける。【企画政策部、総務部、保健衛生部】
- ② 事業者に対して情報提供し、事業活動の速やかな回復を呼び掛ける。【企画政策部、総務部、保健衛生部、各部】
- ③ 高齢者や障害者、外国人等に対しては、関係機関の協力を得て地域での周知等、様々な媒体により情報提供を行う。【企画政策部、総務部、保健衛生部、各部】

## イ 情報共有

- ① 区の報道発表の一元管理は、区対策本部廃止とともに終了する。【企画政策部、総務部、保健衛生部】

## (3) 区民相談

状況をみながら、相談窓口の体制を縮小する。

- ① 区が委託する民間のコールセンターを含め、相談センターは、状況に応じて終了する。また、夜間休日の一般相談も終了する。区は、通常業務において区民等からの保健医療に関する一般相談に対応する。【保健衛生部】
- ② 相談件数の減少に伴い対応人員等を縮小する。【各部】

## (4) 感染拡大防止

小康期に移行したことから、感染拡大防止策の協力要請を解除する。

- ① 流行の状況を踏まえ、感染拡大防止策の要請を解除する。また、流行の第二波に備えて、感染拡大防止策を見直し、改善に努める。【総務部、保健衛生部、各部】

## (5) 予防接種

接種台帳の整理や接種費用の精算等を行うとともに、第二波に備え、未接種者に対し接種を勧奨する。

- ① 接種台帳を整理し、区民の接種実績を管理する。【保健衛生部】

- ② 文京区民が他の自治体で接種した場合、または、他自治体の住民が文京区で接種した場合について、相手先の自治体と情報の授受を行い、接種費用を精算する。【保健衛生部】
- ③ 未接種者に対する住民接種の実施方法について、ホームページ等で周知する。【保健衛生部】
- ④ 区民の接種状況を踏まえ、住民接種に関する一般的な相談等についての民間のコールセンターへの委託を終了する。【保健衛生部】

## (6) 医療

医療機関に対して平常の医療サービスが提供できる体制への速やかな復帰を呼び掛ける。

- ① 医療機関に対して、平常の医療サービスが提供できる体制への速やかな復帰を呼び掛ける。【保健衛生部】
- ② 第二波に備えた医療用資器材等の使用状況確認・準備を呼び掛ける。【保健衛生部】
- ③ 新型インフルエンザ等流行期間の地域医療体制を分析し、第二波に向けた修正事項等を検討する。【保健衛生部】

## (7) 区民生活及び経済活動の安定の確保

区民、事業者等に平常時の区民生活への回復を呼び掛ける。

## 7 政府の緊急事態宣言時の対応

政府対策本部が緊急事態宣言を行ったときは、直ちに区対策本部を設置するとともに、都の要請等を受けて、以下のとおり対応する。

なお、緊急事態宣言が行われない場合であっても、海外で新型インフルエンザ等の患者の発生が確認されるなどした場合、対策検討会議を開催し、情報の共有をするとともに、必要に応じて、区対策本部を設置する。

### (1) 感染拡大防止

#### ア 都知事の決定

都知事は、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成 25 年政令第 122 号。以下「政令」という。）第 11 条による施設の区分ごとに、新型インフルエンザ等の感染リスク、社会生活の維持の観点等を踏まえ、特措法第 24 条及び第 45 条に基づく感染拡大防止に関する措置の対象、期間及び内容について、必要最小限となるよう総合的に判断した上、決定する。

#### イ 措置の内容

都知事は、施設の管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者に対して、発生時に国が策定する基本的対処方針、発生した新型インフルエンザ等の病原性及び感染力に応じて、次に掲げる措置から、感染拡大防止と社会経済活動の維持のバランスを鑑み、適時適切に選択し、要請する。

- 施設の使用の停止（特措法第 45 条）
- 感染防止のための入場者の整理（政令第 12 条）
- 発熱等の症状のある者の入場禁止（政令第 12 条）
- 手指の消毒設備の設置（政令第 12 条）
- 施設の消毒（政令第 12 条）
- マスクの着用など感染防止策の入場者への周知（政令第 12 条）
- その他厚生労働大臣が公示するもの

#### ウ 実施方法

##### ○ 区分 1 施設（これまでの研究により感染リスクが高い施設）

都知事は、特措法第 45 条に基づき、学校、保育所、通所の福祉施設等（政令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。

区は、都の要請を受け対応する。

##### ○ 区分 3 施設（運用上柔軟に対応すべき施設）

都知事は、特措法第 24 条に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。

特措法第 24 条の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された



施設（政令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、特措法第 45 条に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染予防策の徹底の要請を行う。

区は、都の要請を受け対応する。

### ○区分 1 施設 これまでの研究により感染リスクが高い施設

⇒ 特措法第 45 条に基づき、使用制限も含めて最優先で要請・指示し、その旨を公表する。

ア 学校（ウに掲げるものを除く。）

イ 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）

### ○区分 2 施設 社会生活を維持する上で必要な施設

⇒ 特措法第 24 条に基づき、使用制限以外の措置について協力の要請を行う。

病院、食料品店（百貨店の食品売り場を含む。）、ドラッグストア、銀行、工場、事務所、公共交通機関等

### ○区分 3 施設 運用上柔軟に対応すべき施設

⇒ 特措法第 24 条に基づき、できる限り使用制限以外の措置について協力の要請を行う。感染拡大の状況に応じ、必要な場合には、特措法第 45 条に基づき、使用制限も含めて要請・指示し、その旨を公表する。

（ウからスまでは、建築物の床面積の合計が 1000 m<sup>2</sup>を超えるもの）

ウ 大学、専修学校（高等課程を置く専修学校を除く。）、各種学校その他これらに類する教育施設

エ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

オ 集会場又は公会堂

カ 展示場

キ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品又は燃料等その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売り場を除く。）

ク ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）

ケ 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場

コ 博物館、美術館又は図書館

サ キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設

シ 理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗

ス 自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設

セ ウからスまでに掲げる施設であって、1000 m<sup>2</sup>を超えないもののうち、厚生労働大臣が定めて公示するもの

(2) 予防接種

国の基本的対処方針の変更を踏まえ、区民に対し、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(3) 医療

区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療提供体制の確保、感染拡大の防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、都が行う臨時の医療施設の設置に協力し、医療を継続的に提供できるようにする。

(4) 区民生活及び経済活動の安定の確保

都内発生早期及び都内感染期の区行動計画の必要な事項を実施するとともに、都からの要請があった事項に対応する。

## 東京都行動計画＜緊急事態宣言時の措置＞

患者数の増加に伴い地域における医療提供体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、政府が都内を対象区域として緊急事態宣言（※1）を行ったときは、国の基本的対処方針（※2）及び本行動計画に基づき、必要に応じ、区市町村の新型インフルエンザ等対策本部（※3）等の協力を得ながら、以下の措置を講じる。

新型インフルエンザ等の感染拡大状況により、区市町村から都に特措法第38条に基づく事務の代行の要請があったときは、その事務を代行する。

また、特措法第40条に基づく応援の要請があったときは、応援を行う。加えて、緊急事態宣言時の措置を実施するため必要があると認めるときは、特措法第39条に基づく他の道府県に対する応援の要求の規定の活用を検討する。

なお、政府が都内を対象区域とする緊急事態宣言を解除した場合は、基本的対処方針に基づき、緊急事態宣言時の措置を縮小・中止する。

### ※1 緊急事態宣言（特措法第32条）

政府対策本部長が、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はおそれがあると認めるときに、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を行う。

### ※2 基本的対処方針（特措法第18条）

政府対策本部が、発生したウイルスの病原性や流行の状況を踏まえ、政府行動計画のうちから対策を選択し決定する。

### ※3 市町村対策本部の設置及び所掌事務（特措法第34条）

新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。

## 1 感染拡大防止

### (1) 緊急事態宣言時の施設の使用及び催物の制限等の考え方

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号。以下「政令」という。）第11条による施設の区分ごとに、新型インフルエンザ等の感染リスク、社会生活の維持の観点等を踏まえ、特措法第24条及び第45条に基づく感染拡大防止に関する措置の対象、期間及び内容について、必要最小限となるよう総合的に判断した上、決定する。

**○区分1施設 これまでの研究により感染リスクが高い施設**

⇒ 特措法第45条に基づき、使用制限も含めて最優先で要請・指示し、その旨を公表する。

ア 学校（ウに掲げるものを除く。）

イ 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）

**○区分2施設 社会生活を維持する上で必要な施設**

⇒ 特措法第24条に基づき、使用制限以外の措置について協力の要請を行う。

〔 病院、食料品店（百貨店の食品売り場を含む。）、ドラッグストア、銀行、工場、事務所、公共交通機関等 〕

**○区分3施設 運用上柔軟に対応すべき施設**

⇒ 特措法第24条に基づき、できる限り使用制限以外の措置について協力の要請を行う。感染拡大の状況に応じ、必要な場合には、特措法第45条に基づき、使用制限も含めて要請・指示し、その旨を公表する。

（ウからスまでは、建築物の床面積の合計が1000㎡を超えるもの）

ウ 大学、専修学校（高等課程を置く専修学校を除く。）、各種学校その他これらに類する教育施設

エ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

オ 集会場又は公会堂

カ 展示場

キ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品又は燃料等その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売り場を除く。）

ク ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）

ケ 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場

コ 博物館、美術館又は図書館

サ キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設

シ 理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗

ス 自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設

セ ウからスまでに掲げる施設であって、1000㎡を超えないもののうち、厚生労働大臣が定めて公示するもの

## (2) 措置の内容

知事は、施設の管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者に対して、発生時に国が策定する基本的対処方針、発生した新型インフルエンザ等の病原性及び感染力に応じて、次に掲げる措置から、感染拡大防止と社会経済活動の維持のバランスを鑑み、適時適切に選択し、要請する。

- 施設の使用の停止（特措法第 45 条）
- 感染防止のための入場者の整理（政令第 12 条）
- 発熱等の症状のある者の入場禁止（政令第 12 条）
- 手指の消毒設備の設置（政令第 12 条）
- 施設の消毒（政令第 12 条）
- マスクの着用など感染防止策の入場者への周知（政令第 12 条）
- その他厚生労働大臣が公示するもの

## (3) 施設及び催物の使用制限等をする際の都の意思決定手続

知事は、特措法第 45 条に基づき必要最小限の措置を行う場合には、あらかじめ感染症及び法律の専門家、事業者団体等の意見を聴いた上で、感染拡大防止と社会経済活動の維持のバランスを鑑みながら、迅速に決定する。

## (4) 実施方法

### ○ 都民

特措法第 45 条に基づき、都民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、感染拡大防止に効果があると考えられる区域（区市町村単位、都内のブロック単位等）とする。

### ○ 区分 1 施設（これまでの研究により感染リスクが高い施設）

特措法第 45 条に基づき、学校、保育所、通所の福祉施設等（政令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、都民の生命・健康の保護及び都民生活・経済活動の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。

要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

### ○ 区分 3 施設（運用上柔軟に対応すべき施設）

特措法第 24 条に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。

特措法第 24 条の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（政令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、特措法第 45 条に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染予防策の徹底の要請を行う。特措法第 45 条の要請に応

じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、都民の生命・健康の保護、都民生活・経済活動の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条に基づき、指示を行う。

特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

- 自然障壁等による人の移動が少ない島しょにおいて新型インフルエンザ等が世界で初めて確認された場合、直ちに集中的な医療資源の投入、特措法第45条及び感染症法に基づく措置などを活用した地域における重点的な感染拡大防止策の実施について検討を行い、国と協議し、結論を得る。

## 2 予防接種

区市町村において、国の基本的対処方針を踏まえ、都民に対し、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種としての住民接種を実施する。

## 3 医療

医療機関、医薬品若しくは医療機器の製造販売業者又は販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講じる。

都は、保健所設置区市及び国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療提供体制の確保、感染拡大の防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。

臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

## 4 都民生活及び経済活動の安定の確保

指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。

また、登録事業者は、医療の提供並びに都民生活及び経済活動の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。

### (1) 電気、ガス及び水の安定供給

電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれ業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

水道事業者である都及び市町村は、それぞれ行動計画で定めるところにより、消

毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

(2) 運送・通信の確保

運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれ業務計画で定めるところにより、施設の状況確認、感染拡大防止の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講じる。

電気通信事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれ業務計画で定めるところにより、感染拡大防止策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講じる。

(3) サービス水準に係る都民への呼び掛け

事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、都民に対し、感染が拡大した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性への理解と協力を呼び掛ける。

(4) 緊急物資の運送等

緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。

また、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。

正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、必要に応じ、指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

(5) 生活関連物資等の価格の安定等

都民生活及び事業活動の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみが生じないように、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

また、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、都民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、各相談窓口に寄せられた都民からの相談や情報を、都対策本部で情報共有し、必要な対策を講じる。

さらに、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、本行動計画で定めるところにより、適切な措置を講じる。

(6) 物資の売渡しの要請等

医薬品、食料、燃料など新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な特定物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し、物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。

なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該特定物資等が使用不能となって

いる場合や当該特定物資が既に他の道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。

また、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、都内の事業者に対し特定物資の保管を命じる。

(7) 新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への生活支援

区市町村に対し、在宅の高齢者、障害者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行うよう要請する。

(8) 埋葬・火葬の特例等

区市町村に対し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。

また、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を収容する施設等を直ちに確保するよう要請する。

さらに、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

(9) 新型インフルエンザ等の患者の権利利益の保全等

国が特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）に基づき、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置等の特例措置のうち、当該新型インフルエンザ等緊急事態に対する適用が指定された場合は、適切に対応する。

(10) 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資

政府系金融機関等が、中小企業等の業者の経営の安定に必要だと考えられる場合に、特別な融資を実施するなどの措置を実施する場合は、事業者へ周知するなど適切に対応する。

5 都市機能の維持

混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。

出典：東京都新型インフルエンザ等対策行動計画第3章〈緊急事態宣言時の措置〉



## 【用語解説】

### ○インフルエンザ

インフルエンザウイルスによる感染症で、原因となるウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA／ソ連型（H1N1）、A／香港型（H3N2）というのは、これらの亜型を指している。）

### ○感染症指定医療機関

感染症法に規定された感染症（一類、二類、新型インフルエンザ等、指定感染症又は新感染症）に罹患した患者の入院医療を行う医療機関。

### ○感染症診療協力医療機関

感染症患者又は感染症が疑われる患者の受入体制を有し、診断確定に至るまでの経過観察を行う医療機関（必要に応じて1～2日間程度の入院扱いを含む。）。

### ○感染症地域医療体制ブロック協議会

感染症指定医療機関、感染症診療協力医療機関等を中心とした医療連携体制の確保・連携を推進するため、都内を感染症指定医療機関ごとのブロックに分け、設置した協議会。都が開催する。

### ○基礎疾患を有する者

新型インフルエンザに罹患することで重症化するリスクが高いと考えられている者をいう。通常のインフルエンザでの経験に加え、平成21年の新型インフルエンザについての海外の知見により、以下の者が該当すると考えられる。

慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、代謝性疾患（糖尿病等）、腎機能障害、免疫不全（ステロイド全身投与等）等を有しており治療経過や管理の状況等を勘案して医師により重症化へのリスクが高いと判断される者等。

### ○クラスターサーベイランス

インフルエンザ様疾患発生報告及び感染症等集団発生時報告の報告時に、集団内の一部のインフルエンザ様疾患患者のウイルス検査を実施し、集団発生のウイルスにおける型を調べるサーベイランス。このウイルス検査を伴うクラスターサーベイランスは、定点医療機関当たり患者報告1.0人（週）を超えるまで継続する。

## ○抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤（タミフル、リレンザなど）。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

## ○个人防护具（PPE）

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

## ○サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

特に人の感染症に関しては、感染症法に基づき、感染症の発生状況（患者および病原体）の把握および分析が行われている。できるだけ早期に感染症の発生を把握し、その分析により早期に適切な対策を立てることを目的にしている。

## ○指定公共機関

独立行政法人等の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの。新型インフルエンザが発生したときは、法で定めるところにより、その業務について、新型インフルエンザ対策を実施する責務を有する。

## ○指定地方公共機関

都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人、地方道路会社等の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので、都道府県知事が指定するもの。新型インフルエンザが発生したときは、法で定めるところにより、その業務について、新型インフルエンザ対策を実施する責務を有する。

## ○死亡率

ここでは、人口10万人あたりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数。

## ○新型インフルエンザ

新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が新しいウイルスに対する免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

## ○新型インフルエンザ（A／H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A／H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

## ○新型インフルエンザ専門外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や、または新型インフルエンザ等患者との濃厚接触者のうち、発熱・呼吸器症状等のある人を対象とした外来。当外来のある医療機関名を公開することはない。

## ○新型インフルエンザ相談センター

発熱・呼吸器症状等のある人のうち、新型インフルエンザ専門外来へ紹介する必要がある人と、そうでない人を振り分ける機能を持つ、電話相談センター。

## ○新感染症

感染症法に定められた、感染症類型のひとつ。人から人に伝染すると認められる疾病で、すでに知られている感染症の疾病とその病状または治療の結果が明らかに異なるもの。その疾病にかかった場合には病状の程度が重篤であり、かつ、まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。新型インフルエンザ、MERS(中東呼吸器症候群)などが想定されている。

## ○積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

## ○致命率

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

## ○東京感染症アラート

都では、新型インフルエンザ等の疑いのある患者が都内医療機関を受診した場合、都内の保健所と協力し、24時間体制で、迅速な検査と精密な検査を組み合わせた検査を行っている。

## ○特定接種

新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う従業員や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員・地方公務員に対して臨時に行われる予防接種。プレパンデミックワクチンの使用が

想定されている。

### ○鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染予防策を取らずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

### ○濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長時間接触した者。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

### ○パンデミック

感染症の世界的大流行。

### ○パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

### ○病原性

新型インフルエンザ対策では、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

### ○プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）

### ○要援護者

同居または近くに家族がいないため、介護ヘルパーの介護や介助なしでは日常生活ができない独居高齢者や障害者等。

## 文京区新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 26 年 6 月発行

発 行： 文 京 区

編 集： 保健衛生部・文京保健所 生活衛生課

電話 03-3812-7111

再生紙を利用しています。